

第百六十六回
参議院經濟産業委員会會議録第十二号

平成十九年五月二十二日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

四月二十七日

辞任

犬塚 直史君

風間 昶君

五月九日

辞任

松村 祥史君

五月十日

辞任

福島啓史郎君

五月十六日

辞任

松村 祥史君

五月十七日

辞任

鈴木 政二君

藤末 健三君

五月十八日

辞任

松井 孝治君

五月二十一日

辞任

若林 秀樹君

松 あきら君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

伊達 忠一君

加納 時男君

小林 温君

佐藤 昭郎君

補欠選任

若林 秀樹君

松 あきら君

補欠選任

福島啓史郎君

補欠選任

松村 祥史君

補欠選任

鈴木 政二君

補欠選任

松村 祥史君

松井 孝治君

補欠選任

藤末 健三君

補欠選任

尾立 源幸君

荒木 清寛君

委員

(派遣委員の報告)

○委員長(伊達忠一君) ただいまから経済産業委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日、松あきら君及び若林秀樹君が委員を辞任され、その補欠として荒木清寛君及び尾立源幸君が選任されました。

○委員長(伊達忠一君) 理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(伊達忠一君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に藤末健三君を指名いたします。

○委員長(伊達忠一君) 映画の盗撮の防止に関する法律案を議題といたします。

提出者衆議院経済産業委員長上田勇君から趣旨説明を聴取いたします。上田経済産業委員長。

○衆議院議員(上田勇君) ただいま議題となりました映画の盗撮の防止に関する法律案につきまして、提案の趣旨及びその概要を御説明申し上げます。

本案は、去る五月九日、衆議院経済産業委員会において、全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決したものでありまして、映画の盗撮によって作成された海賊版ソフトが多数流通し、映画産業に多大な被害が発生している現状にかんがみ、映画文化の振興及び映画産業の健全な

発展に寄与する観点から、映画の盗撮を防止するために必要な事項を定めるものであります。

次に、本案の要旨を御説明申し上げます。

本案は、映画の盗撮の定義及び映画産業の關係事業者等の盗撮防止措置についての努力義務を定め、その上で、映画の盗撮については、著作権法第三十条第一項の私的使用目的による複製を認める規定を適用しないこととしております。

なお、この措置については、日本国内における最初の有料上映後八月を経過した映画については適用しないこととしております。

よろしく御賛同くださいますようお願いを申し上げます。

○委員長(伊達忠一君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。――別に質疑、討論もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

映画の盗撮の防止に関する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(伊達忠一君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、本法律の施行に当たり、委員会を代表して一言申し上げます。

経済産業省は、本法律施行に当たり、衆議院経済産業委員会における決議も踏まえ、映画文化の振興及び映画産業の健全な発展に寄与するよう運用に努め、実効性を高めるよう期待いたします。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(伊達忠一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(伊達忠一君) 次に、株式会社商工組合中央金庫法案、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案、以上両案を一括して議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。甘利経済産業大臣。

○国務大臣(甘利明君) まず、株式会社商工組合中央金庫法案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

日本の産業競争力の源泉は、大企業に部品や素材を供給する中小企業にあり、また、地域の経済を支えているのも各地域で特色ある事業活動を行う中小企業であります。商工組合中央金庫は、こうした中小企業の良い点を見付け、はぐくむノウハウを持っており、融資と経営指導を一体として実施し、中小企業を支えてきました。

こうした背景の下、政策金融改革を着実に進めるとともに、商工組合中央金庫が有している中小企業に対する金融機能の根幹を維持するための措置を講ずることが、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律において定められております。本法案は、その内容を具体化したものであります。

次に、本法案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、平成二十年十月における商工組合中央金庫の株式会社化を円滑に行うため、株式会社への組織転換のための措置を講ずることとしております。

第二に、中小企業に対する金融機能の根幹を維持するため、中小企業団体とその構成員等に融資対象、株主資格を限定するとともに、中小企業に対する円滑な金融機能の提供に不可欠な強固な財務基盤を確立すべく、特別準備金の設置について規定しております。

第三に、政府保有株式の全部を処分したときは、直ちに本法案を廃止するための措置を講ずることと

もに、中小企業に対する金融機能の根幹が維持されることとなるように、株主資格を制限するための措置その他必要な措置を講ずることとしております。

続きまして、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

我が国経済は、全体としては回復基調にありますが、中小企業の回復は遅れており、大企業に比べて相対的に信用度の劣る中小企業の金融環境は依然として厳しい状況にあります。今後とも、日本経済を支える中小企業、とりわけ新事業や事業再生への挑戦を図るやる気と能力のある中小企業に円滑な資金供給を図ることは極めて重要であります。

こうした認識の下、不動産や個人保証に過度に依存しない融資をより一層促進するとともに、事業再生に取り組んでいる中小企業への資金供給を円滑にするために、中小企業信用補完制度を充実させる必要があることから、本法律案を提出した次第であります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、中小企業が保有する資産を有効活用した融資を促進するため、中小企業が売掛金債権を担保として金融機関から借入れを行う場合に信用保証協会が保証を行うための売掛金債権担保保険を拡充し、その担保対象に棚卸資産を追加した流動資産担保保険といたします。

第二に、資金繰りが特に困難となる民事再生法や会社更生法を利用して事業再生に取り組む中小企業に対し円滑に資金供給がなされるよう、こうした中小企業が金融機関から借入れを行う場合に信用保証協会が保証を行うための事業再生保険を創設いたします。

以上が、両法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(伊達忠一君) 以上で両案の趣旨説明の

聴取は終わりました。
両案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

○委員長(伊達忠一君) 経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査を議題とし、去る十四日及び十五日に行いました委員派遣につきまして、派遣委員の報告を聴取いたします。藤本健三君。

○藤本健三君 去る五月十四日及び十五日の二日間に行わされた委員派遣について御報告申し上げます。

派遣目的は、北海道における地域経済、中小企業金融等の実情を調査し、もって本委員会に付託を予定される株式会社商工組合中央金庫法案(閣法第三九号)及び中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(閣法第四〇号)の審査に資するためであります。

派遣は、伊達委員長、加納理事、佐藤理事、渡辺理事、弘友委員、鈴木委員及び私、藤本の七名により行われました。

まず、一日目、十四日には、夕張郡栗山町の「株式会社木の城たいせつ」を視察しました。同社は、北海道にこだわり、北海道の自然の木だけを使い、北海道の気候風土に適合した住宅を北海道のみで供給している住宅総合メーカーであります。製材、加工、設計、管理、施工、アフターサービスまですべて直営で行うだけでなく、おがくずに至るまで木材をすべて製品や燃料等として活用し尽くし、もったいない精神を実践する企業としても高く評価されています。会長の強いリーダーシップの下、地域資源を活用し、四世代、百年にわたって住める住宅を地元へ供給するため熱心に取り組んでおられました。

翌十五日には、札幌市内において、北海道の経済・中小企業金融情勢等に関し、地元自治体、経済団体、金融機関等と派遣委員との間で意見交換を行いました。まず、高橋北海道知事及び上田札幌市長より地域の概況と地域活性化に向けた取組についての説明を、北海道経済連合会及び北海道

商工会議所連合会からは北海道の経済及び中小企業情勢に関する説明を聴取しました。

北海道経済は、一部に緩やかな改善の動きが見られるものの、依然厳しい状況が続いており、また、地域によってもかなりばらつきが見られるとのことでした。有効求人倍率は〇・五〇と全国平均に比べると著しく低く、また、人口減少により過疎化が進み、自治体の財政圧迫も深刻な問題となっています。しかし一方で、自動車関連企業の進出やIT、バイオ産業の集積が進展しつつあり、また、農林水産物等の地域資源の活用に向けた様々な取組が進められているとのことでした。経済団体からは、商工組合中央金庫の民営化を始めとする政府系金融機関の改革によっても中小企業金融の機能やサービスが低下することのないように措置するとともに、新幹線、空港、高速道路などの社会資本整備の必要性についても要望がなされました。

そして、これら説明を受けて、派遣委員との間で、北海道ならではの地域特性を生かした地域活性化に向けた取組の必要性、地産地消、農林水産業と工業との連携、農地の活用、商工中金等中小企業金融の重要性等について意見交換がなされました。

次に、小樽市にある「ふうどりーむず株式会社」を視察しました。同社は、画期的なスピードを誇る冷凍技術の開発により、すしを始め、トンカツ、ラーメン、牛乳等幅広い食品について解凍後も高品質を保持することに成功し、平成十七年度第一回ものづくり日本大賞特別賞を受賞しています。また、それらを日本国内だけでなく欧米やアジア各地にも販売し、売上げを伸ばす一方で、販路の開拓や国ごとの食品衛生基準の相違等に苦勞しているとの話を伺いました。

最後に、同じ小樽市にある「北海道ワイン株式会社」を視察しました。同社は、北海道産のブドウにこだわりの地域に貢献するという経営理念の下、自ら広大な農園を保有するとともに、欧州等ワインの本場から最先端の技術を導入することに

も熱心に取り組んでいる企業であります。同社の醸造したワインは国産ワインコンクールで多くの賞を受賞するなど高い評価を得ています。

私どもとしては、今回の派遣を通じて、北海道における現下の厳しい経済情勢を痛感するとともに、こうした中でも今回訪問した企業を始めとする多くの企業が、創業者の強いリーダーシップの下、独自の理念や技術に基づき地域資源等を活用した新商品の開発、生産、販売等に熱心に取り組んでいるという実態を把握してまいりました。

そして、こうした努力を応援していくため、金融、技術、販売のノウハウ等の多方面にわたる支援を行うなど、景気の回復と地域経済の活性化を図るために適切な経済産業政策を強力に推進する必要性を強く認識した次第であります。

最後に、今回の派遣に御協力をいただきました地元北海道の関係者の皆様には、御多忙の中、貴重な時間を割いていただき大変お世話になりました。この機会をおかりしまして厚く御礼を申し上げます。

以上、御報告を終わります。

○委員長(伊達忠一君) 以上で派遣委員の報告は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時十四分散会

五月十一日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、株式会社商工組合中央金庫法案
一、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案

株式会社商工組合中央金庫法案
株式会社商工組合中央金庫法

- 第一章 総則(第一条—第五条)
第二章 株主(第六条—第十五条)
第三章 管理(第十六条—第二十条)
第四章 業務(第二十一条—第三十二条)

第九部 経済産業委員会会議録第十二号 平成十九年五月二十二日【参議院】

第五章 商工債(第三十三条—第三十八条)
第六章 子会社等(第三十九条—第四十条)
第七章 計算(第四十一条—第五十五条)
第八章 監督(第五十六条—第六十条)
第九章 雑則(第六十一条—第六十六条)
第十章 罰則(第六十七条—第七十七条)

附則
第一章 総則

(目的)
第一条 株式会社商工組合中央金庫(以下本則において「商工組合中央金庫」という)は、その完全民営化の実現に向けて経営の自主性を確保しつつ、中小企業等協同組合その他主として中小規模の事業者を構成員とする団体及びその構成員に対する金融の円滑化を図るために必要な業務を営むことを目的とする株式会社とする。

(営業所等)
第二条 商工組合中央金庫は、日本において支店その他の営業所の設置、移転(本店の移転を含む)、種類の変更又は廃止をしようとするときは、主務省令で定める場合を除き、主務省令で定めるところにより、主務大臣に届け出なければならない。

3 次に掲げる者は、商工組合中央金庫の業務の代理又は媒介を行うことができる。
一 中小企業等協同組合
二 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第一項に規定する銀行(以下「銀行」という。)

三 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号)第二条に規定する長期信用銀行
四 信用金庫
4 商工組合中央金庫は、前項各号に掲げる者との間で同項の代理又は媒介に係る契約を締結し

たときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣に届け出なければならない。

5 次に掲げる者は、商工組合中央金庫に対してその構成員(構成員が事業協同組合、事業協同小組合、協業組合、商工組合、商店街振興組合、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、内航海運組合、輸出組合又は輸入組合である場合には、その組合員を含む)の負担する債務を保証し、又は商工組合中央金庫の委任を受けて当該保証に係る債権を取り立てることができる。

一 中小企業等協同組合
二 協業組合、商工組合又は商工組合連合会
三 商店街振興組合又は商店街振興組合連合会
四 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合又は生活衛生同業組合連合会
五 内航海運組合又は内航海運組合連合会
六 輸出組合又は輸入組合

6 商工組合中央金庫は、自己の意義をもつて、他人にその業務を営ませてはならない。

(資本金の額)
第三条 商工組合中央金庫の資本金の額は、政令で定める額以上でなければならない。

2 前項の政令で定める額は、百億円を下回ってはならない。

3 商工組合中央金庫は、その資本金の額を減少しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

4 商工組合中央金庫は、その資本金の額を増加しようとするときは、主務大臣に届け出なければならない。

(株式)
第四条 商工組合中央金庫は、会社法(平成十七年法律第八十六号)第百九十九条第一項に規定するその発行する株式又は同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権を引き受ける者の募集をしようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

(商号の使用制限)
第五条 商工組合中央金庫でない者は、その商号

中に株式会社商工組合中央金庫という文字を使用してはならない。

第二章 株主
(議決権のある株式の株主の資格等)
第六条 商工組合中央金庫は、商工組合中央金庫の株式(株主総会において決議をすることができ、その事項の全部につき議決権を行使することができる)の株式を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式を含む。以下この条において「商工組合中央金庫の株式」という。を発行した場合又は同法第百三十三条第四項に規定する自己株式(商工組合中央金庫の株式に限る)を処分した場合において、商工組合中央金庫の株式の株主に係る株主名簿記載事項(同法第百二十一条に規定する株主名簿記載事項をいう)を株主名簿に記載し、又は記録するときは、次に掲げるものの以外のもの(以下「無資格者」という)の氏名又は名称及び住所を株主名簿に記載し、又は記録してはならない。

一 政府
二 中小企業等協同組合
三 協業組合、商工組合又は商工組合連合会
四 商店街振興組合又は商店街振興組合連合会
五 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合又は生活衛生同業組合連合会(直接又は間接の構成員である事業者の三分の二以上が五千万円(卸売業を主たる事業とする者については、一億円)以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人(卸売業又はサービス業を主たる事業とする者については、百人)以下の従業員を使用する者である場合に限る。)

六 酒造組合、酒造組合連合会又は酒造組合中央会(直接又は間接の構成員である事業者の三分の二以上が三億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者である場合に限る。)

三

七 酒販組合、酒販組合連合会又は酒販組合中央会（直接又は間接の構成員である事業者の三分の二以上が五千万円（酒類卸売業者については、一億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人（酒類卸売業者については、百人）以下の従業員を使用する者である場合に限る。）

八 内航海運組合又は内航海運組合連合会（直接又は間接の構成員である事業者の三分の二以上が三億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者である場合に限る。）

九 輸出組合又は輸入組合（直接又は間接の構成員である事業者の三分の二以上が一億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする者については五千万円、商業又はサービス業以外の事業を主たる事業とする者については三億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時百人（小売業を主たる事業とする者については五十人、商業又はサービス業以外の事業を主たる事業とする者については三百人）以下の従業員を使用する者である場合に限る。）

十 市街地再開発組合（直接又は間接の構成員の三分の二以上が五千万円（卸売業を主たる事業とする者については一億円、商業又はサービス業以外の事業を主たる事業とする者については三億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人である事業者又は常時五十人（卸売業又はサービス業を主たる事業とする者については百人、商業又はサービス業以外の事業を主たる事業とする者については三百人）以下の従業員を使用する事業者である場合に限る。）

十一 第二号から前号までに掲げる者であつて、商工組合中央金庫の株式の株主であるもの、直接又は間接の構成員

主として中小規模の事業者を構成員とする団体及びその直接又は間接の構成員の健全な発達を図るために必要な事業を行う団体並びに主として中小規模の事業者を構成員とする団体並びにそれらの直接又は間接の構成員であつて、政令で定めるもの

2 商工組合中央金庫は、商工組合中央金庫の株式を取得した無資格者（相続その他の一般承継により商工組合中央金庫の株式を取得したものを除く）から、その氏名又は名称及び住所を株主名簿に記載し、又は記録することの請求を受けたときは、その氏名又は名称及び住所を株主名簿に記載し、又は記録してはならない。

3 商工組合中央金庫の株式の株主として株主名簿に記載され、又は記録されているものは、無資格者となつたときは、その有する商工組合中央金庫の株式の株主としての議決権を行使することができない。相続その他の一般承継により商工組合中央金庫の株式を取得した無資格者についても、同様とする。

4 商工組合中央金庫の株式の株主として株主名簿に記載され、又は記録されているものは、無資格者となつたことを知つたときは、遅滞なく、その旨を商工組合中央金庫に通知するものとする。

5 商工組合中央金庫は、商工組合中央金庫の株式の株主として株主名簿に記載され、又は記録されているものが無資格者となつたことを知つたときは、遅滞なく、その旨を当該無資格者に通知するものとする。

6 商工組合中央金庫は、無資格者が商工組合中央金庫の株式を保有していることを知つたときは、当該無資格者に対し、商工組合中央金庫の株式を商工組合中央金庫に売り渡すことを請求することができる。

7 会社法第百五十五条（第六号に係る部分に限る。）、第百七十五条から第百七十七条まで、第百九条第二項（第三号に係る部分に限る。）、第四百六十一条第一項（第五号に係る部分に限る。）

る。）、第四百六十二条、第四百六十三条、第四百六十五条、第八百六十八条第一項、第八百七十条（第六号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、前項の請求について準用する。この場合において、同法第四百六十二条中「法務省令」とあるのは、「主務省令」と読み替へるものとするほか、必要な技術的読替へは、政令で定める。

8 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。以下この項において同じ。）であつて無資格者であるものについては、第一項、第二項及び第六項の規定は、適用しない。この場合において、当該金融商品取引業者は、その有する商工組合中央金庫の株式の株主としての議決権その他の権利を行使することができない。

（議決権制限株式の発行数）
第七条 商工組合中央金庫は、議決権を行使することができない株式の数及び会社法第百十五条に規定する議決権制限株式の数の合計が発行済株式の総数の二分の一を超えないようにするために必要な措置をとらなければならない。

第八条 政府以外のものであつて、政令で定める取引又は行為により商工組合中央金庫の総株主の議決権（株主総会において決議をすることができない事項の全部につき議決権を行使することができる事項の全部についての議決権を除き、会社法第百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）の百分の五（以下「主要株主基準値」という。）以上の数の議決権の保有者（他人（仮設人を含む。）の名義をもつて保有する者を含む。以下同じ。）にならうとするものは、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならない。

らない。

2 前項の政令で定める取引又は行為以外の事由により主要株主基準値以上の数の議決権の保有者になつた者（政府以外のものに限る。以下「特定主要株主」という。）は、当該事由の生じた日の属する商工組合中央金庫の事業年度の終了の日から一年を経過する日（以下この項及び第五項において「猶予期限日」という。）までに主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。ただし、当該特定主要株主が、猶予期限日後も引き続き主要株主基準値以上の数の議決権の保有者であることについて主務大臣の認可を受けた場合は、この限りでない。

3 第一項又は前項ただし書の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 議決権保有割合（当該申請に係る者が主要株主基準値以上の数の議決権の保有者にならうとする者である場合にあつてはその保有している商工組合中央金庫の議決権の数と保有しようとしている商工組合中央金庫の議決権の数とを合算した商工組合中央金庫の議決権の数を、当該申請に係る者が主要株主基準値以上の数の議決権の保有者である場合にあつてはその保有している商工組合中央金庫の議決権の数を、それぞれ商工組合中央金庫の議決権の数を、それぞれ商工組合中央金庫の総株主の議決権で除して得た割合をいう。）に関する事項、取得資金に関する事項、保有の目的その他の商工組合中央金庫の議決権の保有に関する重要な事項として主務省令で定める事項
二 商号、名称又は氏名及び住所
三 法人である場合においては、その資本金の額（出資総額を含む。）及びその代表者の氏名
四 事業を行つてゐるときは、営業所の名称及び所在地並びにその事業の種類
特定主要株主は、第二項の規定による措置により主要株主基準値以上の数の議決権の保有者

でなくなつたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。当該措置によることなく主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなつたことを知つたときも、同様とする。

5 主務大臣は、第一項の認可を受けずに同項の政令で定める取引若しくは行為により主要株主基準値以上の数の議決権の保有者になつた者又は第二項ただし書の認可を受けることなく猶予期限日後も主要株主基準値以上の数の議決権の保有者である者に対し、当該主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなつたことを命ずることができる。

第九條 主務大臣は、前条第一項又は第二項ただし書の認可の申請があつた場合において、取得資金に関する事項、保有の目的その他の当該申請者に関する主要株主基準値以上の数の議決権の保有に関する事項に照らして、当該申請者が主要株主基準値以上の数の議決権の保有者になつたとする者若しくは保有者でないことを認めるとき、又は当該申請に係る議決権の取得が商工組合中央金庫の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがあると認めるときは、当該認可をしてはならない。

(主要株主による報告又は資料の提出)

第十條 主務大臣は、商工組合中央金庫の業務の健全かつ適切な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、主要株主基準値以上の数の議決権の保有者であつて第八条第一項又は第二項ただし書の認可を受けたもの(以下「主要株主」という。)に対し、商工組合中央金庫の業務又は財産の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

(主要株主に対する立入検査)

第十一條 主務大臣は、商工組合中央金庫の業務の健全かつ適切な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、その職員に主要株主の事務所その他の施設

に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関し質問させ、又はその帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(主要株主に対する措置命令)

第十二條 主務大臣は、主要株主による株式の保有が第九条に照らし適切でないものと認められるに至つたときは、当該主要株主に対し、措置を講ずべき期限を示して、必要な措置をとるべき旨の命令をすることができる。

(主要株主に係る認可の取消し等)

第十三條 主務大臣は、主要株主が法令又は法令に基づく主務大臣の処分に違反したときは、当該主要株主に対し必要な措置を命じ、又は当該主要株主の第八条第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消すことができる。

2 主要株主は、前項の規定により第八条第一項又は第二項ただし書の認可を取り消されたときは、主務大臣が指定する期間内に主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなつたよう、所要の措置を講じなければならない。

(議決権のみなし保有者等)

第十四條 第八条から第十条まで及び前条第二項の規定において、議決権の保有者が保有する議決権には、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式に係る議決権(委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該議決権の保有者に指図を行うことができるものに限り、その他主務省令で定める議決権を含むもの)に限る。その他主務省令で定める議決権を含まないものとし、信託財産である株式に係る議決権であつて当該議決権の保有者が委託者若しくは受益者として行使し又はその行使について指図を行うことができるもの(主務省令で定める議決権を除く。)を含むものとする。

第十五條 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該

各号に定める数の商工組合中央金庫の議決権の保有者とみなして、第八条から前条までの規定を適用する。

一 法人でない団体(法人に準ずるものとして主務省令で定めるものに限る。) 当該法人でない団体の名義をもって保有される商工組合中央金庫の議決権の数

二 会社その他の法人(前号に掲げる法人でない団体を含む。以下この項において「会社等」という。)であつて商工組合中央金庫の議決権の保有者であるものが会社等集団(当該会社等及び当該会社等が他の会社等に係る議決権の過半数を保有していることその他の当該会社等と密接な関係を有する会社等として主務省令で定める会社等の集団をいう。以下この項において同じ。)に属し、かつ、当該会社等集団が当該会社等集団に属する全部の会社等の保有する商工組合中央金庫の議決権の数を合算した数(以下この号及び次号において「会社等集団保有議決権数」という。)が主要株主基準値以上の数である会社等集団(以下この号及び次号において「特定会社等集団」という。)である場合において、当該特定会社等集団に属する会社等のうち、その会社等に係る議決権の過半数の保有者である会社等が不在の会社等 当該特定会社等集団に係る会社等集団保有議決権数

三 特定会社等集団に属する会社等のうちに前号に掲げる会社等がない場合において、当該特定会社等集団に属する会社等のうちその貸借対照表上の資産の額が最も多い会社等 当該特定会社等集団に係る会社等集団保有議決権数

四 商工組合中央金庫の議決権の保有者である会社等(前二号に掲げる者を含む。以下この号において同じ。)に係る議決権の過半数の保有者である個人のうち、当該個人がその議決権の過半数の保有者である会社等がそれぞれ保有する商工組合中央金庫の議決権の数(当

該会社等が前三号に掲げる者であるときは、それぞれ当該各号に定める数)を合算した数(当該個人が商工組合中央金庫の議決権の保有者である場合にあつては、当該合算した数に当該個人が保有する商工組合中央金庫の議決権の数を加算した数。以下この号において「合算議決権数」という。)が主要株主基準値以上の数である者 当該個人に係る合算議決権数

五 商工組合中央金庫の議決権の保有者(前各号に掲げる者を含む。以下この号において同じ。)のうち、その保有する商工組合中央金庫の議決権の数(当該議決権の保有者が前各号に掲げる者であるときは、それぞれ当該各号に定める数)とその共同保有者(商工組合中央金庫の議決権の保有者が、商工組合中央金庫の議決権の他の保有者(前各号に掲げる者を含む。)と共同して当該議決権に係る株式を取得し、若しくは譲渡し、又は商工組合中央金庫の株主としての議決権その他の権利を行使することを合意している場合における当該他の保有者(当該議決権の保有者が第二号又は第三号に掲げる会社等である場合においては当該会社等が属する会社等集団に属する当該会社等以外の会社等を、当該議決権の保有者が前号に掲げる個人である場合においては当該個人がその議決権の過半数の保有者である会社等を除き、当該議決権の保有者と政令で定める特別な関係を有する者を含む。)をいう。)の保有する商工組合中央金庫の議決権の数(当該共同保有者が前各号に掲げる者であるときは、それぞれ当該各号に定める数)を合算した数(以下この号において「共同保有議決権数」という。)が主要株主基準値以上の数である者 共同保有議決権数

六 前各号に掲げる者に準ずる者として主務省令で定める者 商工組合中央金庫に対する実質的な影響力を表すものとして主務省令で定めるところにより計算される数

2 前条の規定は、前項各号の場合において同項各号に掲げる者が保有するものとみなされる議決権及び議決権の保有者が保有する議決権について準用する。

第三章 管理
(定款の変更)

第十六条 商工組合中央金庫の定款の変更の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(機関)

第十七条 商工組合中央金庫は、次に掲げる機関を置かなければならない。

一 取締役会

二 監査役会又は委員会（会社法第二条第十二号に規定する委員会をいう。）

三 会計監査人

(代表取締役等の選定等の決議)

第十八条 商工組合中央金庫の代表取締役又は代表執行役の選定及び解職並びに監査役の選任及び解任又は監査委員の選定及び解職の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(取締役等の適格性等)

第十九条 商工組合中央金庫の常務に従事する取締役（委員会設置会社である場合にあっては、執行役）は、商工組合中央金庫の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者でなければならない。

2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取扱いされている者は、商工組合中央金庫の取締役、執行役又は監査役となることができない。

3 商工組合中央金庫の取締役、執行役又は監査役に対する会社法第三百三十一条第一項第三号（同法第三百三十五条第一項及び第四百二条第四項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同号中「この法律」とあるのは、「株式会社商工組合中央金庫法、この法律」と

4 会社法第三百三十一条第二項ただし書（同法第三百三十五条第一項において準用する場合を含む。）第三十三十二条第二項（同法第三百三十四條第一項において準用する場合を含む。）第三百三十六條第二項及び第四百二条第五項ただし書の規定は、商工組合中央金庫については、適用しない。

(取締役等の兼職の制限)

第二十条 商工組合中央金庫の常務に従事する取締役（委員会設置会社である場合にあっては、執行役）は、主務大臣の認可を受けた場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は事業を営んではならない。

2 主務大臣は、前項の認可の申請があつたときは、当該申請に係る事項が商工組合中央金庫の業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがないと認める場合でなければ、これを認可してはならない。

第四章 業務
(業務の範囲)

第二十一条 商工組合中央金庫は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。

一 預金又は定期積金の受入れ

二 第六條第一項第二号から第十号まで及び第十二号に掲げるもの（同号に掲げるものにあっては、主として中小規模の事業者を構成する員とする団体で政令で定めるものに限る。）であつて商工組合中央金庫の株主であるもの並びにその直接又は間接の構成員（以下「融資対象団体等」という。）に対する資金の貸付け又は手形の割引

三 為替取引

2 融資対象団体等の貿易の振興又は事業の合理化を図り、その共通の利益を増進するため必要な事業を行う法人（その直接又は間接の構成員である事業者が、主として融資対象団体等であるものに限る。）であつて主務大臣の認可を受け、たものは、前項第二号の規定の適用については、

融資対象団体等とみなす。

3 商工組合中央金庫は、政令で定めるところにより、第一項第二号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、融資対象団体等以外のものであつて次に掲げるものに対して資金の貸付け又は手形の割引を営むことができる。

一 第六條第一項第二号から第十号まで及び第十二号に掲げるもの（同号に掲げるものにあつては、第一項第二号の政令で定めるものに限る。）であつて商工組合中央金庫の株主でないもの並びにその直接又は間接の構成員

二 主として中小規模の事業者を構成員とする団体及びその直接又は間接の構成員の健全な発達を図るために必要な事業を行う団体並びに主として中小規模の事業者を構成員とする団体（第一項第二号の政令で定めるものを除く。）であつて、主務大臣の認可を受けたもの並びにその直接又は間接の構成員

三 融資対象団体等の子会社（融資対象団体等がその総株主等の議決権（総株主又は総出資者の議決権をいう。以下同じ。）の百分の五十を超える議決権を有する会社をいう。）その他の融資対象団体等と主務省令で定める特殊の関係のある者

四 融資対象団体等の貿易に係る取引の相手方である非居住者（本邦内に住所又は居所を有する自然人以外の者であつて本邦内に主たる事務所を有する法人以外の者をいう。）

五 融資対象団体等の事業を承継する者

六 銀行その他の金融機関

七 金融商品取引法第二十八條第八項に規定する有価証券関連業を営む者（同法第二条第十二項に規定する金融商品仲介業者のうち主務省令で定めるものに該当する者を除く。）

八 国債、地方債若しくは政府保証債（以下この条において「国債等」という。）又は第三十三條の規定により発行する商工債の所有者（当該国債等又は商工債を担保として貸付けをする場合に限る。）

九 預金者及び定期積金の積金者（商工組合中央金庫が受け入れた顧客の預金又は定期積金を担保として貸付けをする場合に限る。）

4 商工組合中央金庫は、前三項の規定により営む業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を営むことができる。

一 債務の保証又は手形の引受け

二 有価証券（第五号に規定する証券をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。第六号及び第八号において同じ。）の売買（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）又は有価証券関連デリバティブ取引（投資の目的をもってするもの又は書面取次ぎ行為に限る。）

三 有価証券の貸付け

四 国債等の引受け（売出しの目的をもってするものを除く。）又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱い

五 金銭債権（譲渡性預金証書その他の主務省令で定める証券をもって表示されるものを含む。）の取得又は譲渡

六 特定目的会社が発行する特定社債（特定短期社債を除き、資産流動化計画において当該特定社債の発行により得られる金銭をもって指名金銭債権又は指名金銭債権を信託する信託の受益権のみを取得するものに限る。）その他これに準ずる有価証券として主務省令で定めるもの（以下この号において「特定社債等」という。）の引受け（売出しの目的をもってするものを除く。）又は当該引受けに係る特定社債等の募集の取扱い

七 短期社債等の取得又は譲渡

八 有価証券の私募の取扱い

九 地方債又は社債その他の債券の募集又は管理の受託

十 担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）により営む担保付社債に関する信託業務

十一 銀行その他主務大臣の定める者の業務の

代理又は媒介（主務大臣の定めるものに限る。）

十二 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱

十三 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り

十四 振替業

十五 両替

十六 デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。次号において同じ。）であつて主務省令で定めるもののうち、第五号に掲げる業務に該当するもの以外のもの

十七 デリバティブ取引（主務省令で定めるものに限る。）の媒介、取次ぎ又は代理

十八 金利、通貨の価格、商品の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて、主務省令で定めるもの（次号において「金融等デリバティブ取引」という。）のうち、第五号及び第十六号に掲げる業務に該当するもの以外のもの

十九 金融等デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理（第十七号に掲げる業務に該当するもの及び主務省令で定めるものを除く。）

二十 有価証券関連店頭デリバティブ取引（当該有価証券関連店頭デリバティブ取引に係る有価証券が第五号に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等以外のものである場合には、差金の授受によつて決済されるものに限る。次号において同じ。）であつて、第二号に掲げる業務に該当するもの以外のもの

二十一 有価証券関連店頭デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理

前項第五号に掲げる業務には同号に規定する証書をもって表示される金銭債権のうち有価証

券に該当するものについて、同項第七号に掲げる業務には短期社債等について、金融商品取引法第二十八条第一号から第六号まで及び第八号から第十号までに掲げる行為を行う業務を含むものとする。

六 前三項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 短期社債等 次に掲げるものをいう。

イ 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債

ロ 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第三百九条の十二第一項に規定する短期投資法人債

ハ 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の四第一項に規定する短期債

ニ 保険業法（平成七年法律第五十五号）第六十一条の十第一項に規定する短期社債

ホ 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五十五号）第二条第八項に規定する特定短期社債

ヘ 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第一項に規定する短期農林債

ト その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の規定により振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる外国法人の発行する債券（新株予約権付社債券の性質を有するものを除く。）に表示されるべき権利のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの

(1) 各権利の金額が一億円を下回らないこと。

(2) 元本の償還について、権利の総額の払込みのあつた日から一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。

(3) 利息の支払期限を、(2)の元本の償還期

限と同じ日とする旨の定めがあること。

二 有価証券関連デリバティブ取引又は書面取次ぎ行為 それぞれ金融商品取引法第二十八条第八項第六号に規定する有価証券関連デリバティブ取引又は同法第三十三条第二項に規定する書面取次ぎ行為をいう。

三 政府保証債 政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債その他の債券をいう。

四 特定目的会社、資産流動化計画、特定社債又は特定短期社債 それぞれ資産の流動化に関する法律第二条第三項、第四項、第七項又は第八項に規定する特定目的会社、資産流動化計画、特定社債又は特定短期社債をいう。

五 有価証券の私募の取扱い 有価証券の私募（金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の私募をいう。）の取扱をいう。

六 振替業 社債等の振替に関する法律第二条第四項に規定する口座管理機関として行う振替業をいう。

七 デリバティブ取引 金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引をいう。

八 有価証券関連店頭デリバティブ取引 金融商品取引法第二十八条第八項第四号に掲げる行為をいう。

七 商工組合中央金庫は、第一項から第四項までの規定により営む業務のほか、第一項各号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、金融商品取引法第三十三条第二項各号に掲げる有価証券又は取引について、同項各号に定める行為を行う業務（第四項の規定により営む業務を除く。）を営むことができる。

八 商工組合中央金庫は、第一項から第四項までの規定により営む業務のほか、第一項各号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、金融商品取引法第三十三条第二項各号に掲げる有価証券又は取引について、同項各号に定める行為を行う業務（第四項の規定により営む業務を除く。）を営むことができる。

九 商工組合中央金庫は、第一項から第四項までの規定により営む業務のほか、第一項各号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）により信託業務（同法第一条第一項に規定する信託業務をいう。以下同

じ。）を営むことができる。

九 商工組合中央金庫は、第一項から第四項までの規定により営む業務のほか、第一項各号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、信託法（平成十八年法律第八十八号）第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務に関する業務を行うことができる。

十 商工組合中央金庫は、第四項第九号に掲げる業務に関しては、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）その他の政令で定める法令の適用については、政令で定めるところにより、銀行とみなす。

第二十二條 商工組合中央金庫は、前条の規定により営む業務のほか、他の業務を営むことができる。

（経営の健全性の確保）

第二十三條 主務大臣は、商工組合中央金庫の業務の健全な運営に資するため、商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準として次に掲げる基準その他の基準を定めることができる。

一 商工組合中央金庫の保有する資産等に照らし商工組合中央金庫の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかの基準

二 商工組合中央金庫及びその子会社その他の商工組合中央金庫と主務省令で定める特殊の関係のある会社（以下この号、第七章及び第八章において「子会社等」という。）の保有する資産等に照らし商工組合中央金庫及びその子会社等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかの基準

二 前項の「子会社」とは、商工組合中央金庫がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する会社をいう。この場合において、商工組合中央金庫及びその一若しくは二以上の子会社又は商工組合中央金庫の一若しくは二以上の子会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する他の会社は、商工組合中央金庫の子会社とみなす。

七

(預金者等に対する情報の提供等)

第二十四条 商工組合中央金庫は、預金又は定期積金の受入れ(第二十九条に規定する特定預金等の受入れを除く。)に関し、預金者及び定期積金の積金者(以下「預金者等」という。)の保護に資するため、主務省令で定めるところにより、預金又は定期積金に係る契約の内容及その他預金者等に参考となるべき情報の提供を行わなければならない。

2 前項及び第二十九条並びに他の法律に定めるもののほか、商工組合中央金庫は、主務省令で定めるところにより、その業務に係る重要な事項の顧客への説明、その業務に関して取得した顧客に関する情報の適正な取扱い、その業務を第三者に委託する場合における当該業務の的確な遂行その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

(無限責任社員等となることの禁止)

第二十五条 商工組合中央金庫は、持分会社の無限責任社員又は業務を執行する社員となることができない。

(同一人に対する信用の供与等)

第二十六条 商工組合中央金庫の同一人(当該同一人と政令で定める特殊の関係のある者を含む。以下この条において同じ。)に対する信用の供与等(信用の供与又は出資として政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。)の額は、政令で定める区分ごとに、商工組合中央金庫の自己資本の額に政令で定める率を乗じて得た額(以下この条において「信用供与等限度額」という。)を超えてはならない。ただし、信用の供与等を受けている者が合併をし、共同新設分割(二以上の株式会社又は合同会社が共同してする新設分割をいう。)若しくは吸収分割をし、又は事業を譲り受けたことにより商工組合中央金庫の同一人に対する信用の供与等の額が信用供与等限度額を超えることとなる場合その他政令で定めるやむを得ない理由がある場合において、主務大臣の承認を受けたときは、この限り

でない。

2 商工組合中央金庫が第二十三条第二項に規定する子会社(主務省令で定める会社を除く。)その他の商工組合中央金庫と主務省令で定める特殊の関係のある者(以下この条において「子会社等」という。)を有する場合には、商工組合中央金庫及び当該子会社等又は当該子会社等の同一人に対する信用の供与等の額は、政令で定める区分ごとに、合算して、商工組合中央金庫及び当該子会社等の自己資本の純合計額に政令で定める率を乗じて得た額(以下この条において「合算信用供与等限度額」という。)を超えてはならない。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

3 前二項の規定は、国及び地方公共団体に対する信用の供与、政府が元本の返済及び利息の支払について保証している信用の供与その他これらに準ずるものとして政令で定める信用の供与等については、適用しない。

4 第二項の場合において、商工組合中央金庫及びその子会社等又はその子会社等の同一人に対する信用の供与等の合計額が合算信用供与等限度額を超えることとなったときは、その超える部分の信用の供与等の額は、商工組合中央金庫の信用の供与等の額とみなす。

5 前各項に定めるもののほか、信用の供与等の額、第一項に規定する自己資本の額、信用供与等限度額、第二項に規定する自己資本の純合計額及び合算信用供与等限度額の計算方法その他第一項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、主務省令で定める。

(特定関係者との間の取引等)

第二十七条 商工組合中央金庫は、その特定関係者(商工組合中央金庫の子会社(第二十三条第二項に規定する子会社をいう。以下同じ。)、代理組合等(第二条第三項の代理又は媒介を行う者をいう。以下同じ。))その他の商工組合中央金庫と政令で定める特殊の関係のある者をいう。以下この条及び次条において同じ。)又はその特

定関係者の顧客との間で、次に掲げる取引又は行為をしてはならない。ただし、当該取引又は行為をすることにつき主務省令で定めるやむを得ない理由がある場合において、主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

一 当該特定関係者との間で行う取引で、その条件が商工組合中央金庫の取引の通常の条件に照らして商工組合中央金庫に不利益を与えるものとして主務省令で定める取引

二 当該特定関係者との間又は当該特定関係者の顧客との間で行う取引又は行為のうち前号に掲げるものに準ずる取引又は行為で、商工組合中央金庫の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれのあるものとして主務省令で定める取引又は行為

(業務に係る禁止行為)

第二十八条 商工組合中央金庫は、その業務に関し、次に掲げる行為(次条に規定する特定預金等契約の締結の業務に関しては、第四号に掲げる行為を除く。)をしてはならない。

一 顧客に対し、虚偽のことを告げる行為

二 顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤認させるおそれのあることを告げる行為

三 顧客に対し、商工組合中央金庫又は商工組合中央金庫の特定関係者その他商工組合中央金庫と主務省令で定める密接な関係を有する者の営む業務に係る取引を行うことを条件として、信用を供与し、又は信用の供与を約する行為(顧客の保護に欠けるおそれがないものとして主務省令で定めるものを除く。)

四 前三号に掲げるもののほか、顧客の保護に欠けるおそれがあるものとして主務省令で定める行為

(金融商品取引法の準用)

第二十九条 金融商品取引法第三章第一節第五款(第三十四条の二第六項から第八項まで並びに第三十四条の三第五項及び第六項を除く。)、同章第二節第一款(第三十五条から第三十六条の

四まで、第三十七条第一項第二号、第三十七条の二、第三十七条の三第一項第二号及び第六号並びに第三項、第三十七条の五、第三十八条第一号及び第二号、第三十八条の二、第三十九条第三項ただし書及び第五項、第四十条の二並びに第四十条の三を除く。及び第四十五条(第三号及び第四号を除く。))の規定は、商工組合中央金庫が行う特定預金等契約(特定預金等(金利、通貨の価格、同法第二条第十四項に規定する金融商品市場における相場その他の指標に係る変動によりその元本について損失が生ずるおそれがある預金又は定期積金として主務省令で定めるものをいう。))の受入れを内容とする契約をいう。の締結について準用する。この場合において、これらの規定中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引業」とあるのは「特定預金等契約の締結の業務」と、これらの規定(同法第三十九条第三項本文の規定を除く。中「内閣府令」とあるのは「主務省令」と、これらの規定(同法第三十四条の規定を除く。中「金融商品取引行為」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第三十四条中「顧客を相手方とし、又は顧客のために金融商品取引行為(第二十一条第八号各号に掲げる行為をいう。以下同じ。))を行うことを内容とする契約」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫法第二十九条に規定する特定預金等契約」と、同法第三十七条の三第一項中「交付しなければならない」とあるのは「交付しなければならない」と、同法第三十七条の三第一項中「交付するほか、預金者及び定期積金の積金者(以下この項において「預金者等」という。))の保護に資するため、主務省令で定めるところにより、当該特定預金等契約の内容及その他預金者等に参考となるべき情報の提供を行わなければならない」と、同法第三十九条第一項第一号中「有価証券の売買その他の取引(買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。))又はデリバティブ取引(以下この条において「有価証券売買取引等」という。))とあるの

は「特定預金等契約の締結」と、「有価証券又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券等」という。）とあるのは「特定預金等契約」と、「顧客（信託会社等（信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。）が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の売買又はデリバティブ取引を行う場合にあつては、当該信託をする者を含む。以下この条において同じ。）」とあるのは「顧客」と、「補足するため」とあるのは「補足するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第二号及び第三号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、同項第二号中「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第三号中「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第三号中「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第二項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同条第三項中「原因となるもの」として内閣府令で定めるもの」とあるのは「原因となるもの」と、同法第四十五条第二号中「第三十七条の二から第三十七条の六まで、第四十条の二第四項及び第四十三条の四」とあるのは「第三十七条の三（第一項の書面の交付に係る部分に限り、同項第二号及び第六号並びに第三項を除く。）、第三十七条の四及び第三十七条の六」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（取締役等に対する信用の供与）
第三十条 商工組合中央金庫の取締役又は執行役が商工組合中央金庫から受ける信用の供与については、その条件が、商工組合中央金庫の信用の供与の通常の条件に照らして、商工組合中央金庫に不利益を与えるものであつてはならない。

2 商工組合中央金庫の取締役又は執行役が商工

組合中央金庫から信用の供与を受ける場合における会社法第三百六十五条第一項の規定により読み替えて適用する同法第三百五十六条第一項の規定及び同法第四百九条第二項において準用する同法第三百五十六条第一項の規定による取締役会の承認に対する同法第三百六十九条第一項の規定の適用については、同項中「その過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）」とあるのは、「その三分の二（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上」に当たる多数」とする。

（休日及び営業時間）
第三十一条 商工組合中央金庫の休日は、日曜日その他政令で定める日に限る。

2 商工組合中央金庫の営業時間は、金融取引の状況等を勘案して主務省令で定める。
（臨時休業等）
第三十二条 商工組合中央金庫は、主務省令で定める場合を除き、天災その他のやむを得ない理由によりその営業所において臨時にその業務の全部又は一部を休止するときは、直ちにその旨を、理由を付して主務大臣に届け出るとともに、公告し、かつ、主務省令で定めるところにより、当該営業所の店頭に掲示しなければならない。商工組合中央金庫が臨時にその業務の全部又は一部を休止した営業所においてその業務の全部又は一部を再開するときも、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、商工組合中央金庫の無人の営業所において臨時にその業務の全部又は一部を休止する場合その他の主務省令で定める場合については、同項の規定による公告は、することを要しない。

第五章 商工債
（商工債の発行）
第三十三条 商工組合中央金庫は、資本金及び準備金（準備金として政令で定めるものをいう。）の合計金額の三十倍に相当する金額を限度として、商工債を発行することができる。

（商工債の借換発行の場合の特例）

第三十四条 商工組合中央金庫は、その発行した商工債の借換えのため、一時前条に規定する限度を超えて商工債を発行することができる。

2 前項の規定により商工債を発行したときは、発行後一月以内にその商工債の金額に相当する額の発行済みの商工債を償還しなければならない。

（商工債発行の届出等）

第三十五条 商工組合中央金庫は、商工債を発行しようとするときは、その都度、その金額及び条件をあらかじめ主務大臣に届け出なければならない。

2 会社法第七百二条の規定は、商工組合中央金庫が商工債を発行する場合には、適用しない。

（商工債の発行方法）
第三十六条 商工債の社債券を発行する場合には、当該社債券は、無記名式とする。ただし、応募者又は所有者の請求により記名式とすることができる。

2 商工組合中央金庫は、商工債を発行する場合においては、売出しの方法によることができる。この場合においては、売出期間を定めなければならない。

3 商工組合中央金庫は、売出しの方法により商工債を発行しようとするときは、次に掲げる事項を公告しなければならない。

一 商工組合中央金庫の商号
二 売出期間
三 商工債の総額
四 各商工債の金額
五 商工債の利率
六 商工債の償還の方法及び期限
七 数回に分けて商工債の払込みをさせるときは、その払込みの金額及び時期

八 商工債発行の価額又はその最低価額
九 社債等の振替に関する法律の規定によりその権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる商工債を発行しよう

とするときは、同法の適用がある旨

4 商工組合中央金庫は、商工債を発行する場合においては、割引の方法によることができる。
（商工債の消滅時効）
第三十七条 商工債の消滅時効は、元本については十五年、利子については五年で完成する。
（通貨及証券模造取締法の準用）
第三十八条 通貨及証券模造取締法（明治二十八年法律第二十八号）は、商工債の社債券の模造について準用する。

第六章 子会社等
（商工組合中央金庫の子会社の範囲等）
第三十九条 商工組合中央金庫は、次に掲げる会社（以下この条において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。

一 金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者のうち、有価証券関連業（同法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業をいう。以下同じ。）のほか、同法第三十五条第一項第一号から第八号までに掲げる行為を行う業務その他の主務省令で定める業務を専ら営むもの（以下「証券専門会社」という。）
二 金融商品取引法第二条第十二項に規定する金融商品仲介業者のうち、金融商品仲介業同条第十一項に規定する金融商品仲介業をい

い、次に掲げる行為のいずれかを業として行うものに限る。以下同じ。のほか、金融商品仲介業に付随する業務その他の主務省令で定める業務を専ら営むもの（以下「証券仲介専門会社」という。）
イ 金融商品取引法第二条第十一項第一号に掲げる行為
ロ 金融商品取引法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場又は同条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場における有価証券の売買の委託の媒介（ハに掲げる行為に該当するものを除く。）
ハ 金融商品取引法第二十八条第八項第三号又は第五号に掲げる行為の委託の媒介

【参議院】

の

六 証券子会社等 商工組合中央金庫の子会社である次に掲げる会社

イ 証券専門会社又は証券仲介専門会社

ロ イに掲げる会社を子会社とする前項第八号に掲げる持株会社

ハ その他の会社であつて、商工組合中央金庫の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社の子会社のうち主務省令で定めるもの

七 保険子会社等 商工組合中央金庫の子会社である次に掲げる会社

イ 保険会社又は少額短期保険業者

ロ イに掲げる会社を子会社とする前項第八号に掲げる持株会社

ハ その他の会社であつて、商工組合中央金庫の子会社である保険会社又は少額短期保険業者の子会社のうち主務省令で定めるもの

八 信託子会社等 商工組合中央金庫の子会社である次に掲げる会社

イ 信託専門会社

ロ イに掲げる会社を子会社とする前項第八号に掲げる持株会社

ハ その他の会社であつて、商工組合中央金庫の子会社である信託専門会社の子会社のうち主務省令で定めるもの

3 第一項の規定は、子会社対象会社以外の会社が、商工組合中央金庫又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得その他の主務省令で定める事由により商工組合中央金庫の子会社となる場合には、適用しない。ただし、商工組合中央金庫は、その子会社となつた会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

4 商工組合中央金庫は、子会社対象会社のうち、第一項第一号から第六号まで又は第八号に掲げる会社（従属業務（第二項第一号に掲げる従属業務をいう。以下この項、第七項第一号及び第八項において同じ。）又は第二十一条第一項各号に掲げる業務に付随し、若しくは関連する業務として主務省令で定めるものを専ら営む会社（従属業務を営む会社にあつては、主として商工組合中央金庫の営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限る。）を除く。以下この条及び次条第四項において「認可対象会社」という。）を子会社としようとするときは、第六十一条の規定により合併、会社分割又は事業の譲受けの認可を受ける場合を除き、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならない。

5 前項の規定は、認可対象会社が、商工組合中央金庫又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得その他の主務省令で定める事由により商工組合中央金庫の子会社となる場合には、適用しない。ただし、商工組合中央金庫は、その子会社となつた認可対象会社を引き続き子会社とすることについて主務大臣の認可を

受けた場合を除き、当該認可対象会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

6 第四項の規定は、商工組合中央金庫が、その子会社として第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（認可対象会社に限る。）に該当する子会社としようとするときについて準用する。

7 商工組合中央金庫は、次の各号のいずれかに該当するときは、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

一 第一項第六号又は第七号に掲げる会社（同項第六号の会社にあつては、主として商工組合中央金庫の営む業務のために従属業務を営む会社に限る。）を子会社としようとするときは、第六十一条の規定により合併、会社分割又は事業の譲受けの認可を受ける場合を除く。

二 その子会社が子会社でなくなつたとき、又は認可対象会社に該当する子会社が認可対象会社に該当しない子会社となつたとき。

8 第一項第六号又は第四項の場合において、会社が主として商工組合中央金庫その他これに類する者として主務省令で定めるもの又は商工組合中央金庫の営む業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、主務大臣が定める。

9 商工組合中央金庫が第二十一条第八項の規定により同項に規定する信託業務を行う場合における第一項第六号の規定の適用については、同号イ、ハ、ニ及びト中「商工組合中央金庫の信託子会社等が合算して、商工組合中央金庫又はその子会社」とあるのは、「商工組合中央金庫又はその信託子会社等が合算して、商工組合中央金庫の子会社」とする。

（商工組合中央金庫による議決権の取得等の制限）

第四十条 商工組合中央金庫又はその子会社は、

国内の会社（前条第一項第一号から第六号まで及び第八号に掲げる会社を除く。以下この条において同じ。）の議決権については、合算して、その基準議決権数（当該国内の会社の総株主等が議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この条において同じ。）を超える議決権を取得し、又は保有してはならない。

2 前項の規定は、商工組合中央金庫又はその子会社が、担保権の実行による株式又は持分の取得その他の主務省令で定める事由により、国内の会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなる場合には、適用しない。ただし、商工組合中央金庫又はその子会社は、合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた部分の議決権については、商工組合中央金庫があらかじめ主務大臣の承認を受けた場合を除き、その取得し、又は保有することとなつた日から一年を超えてこれを保有してはならない。

3 前項ただし書の場合において、主務大臣がする同項の承認の対象には、商工組合中央金庫又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその総株主等の議決権の百分の五十を超えて取得し、又は保有することとなつた議決権のうち当該百分の五十を超える部分の議決権は含まれないものとし、主務大臣が当該承認をするときは、商工組合中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた議決権のうちその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなる部分の議決権を速やかに処分することとを条件としなければならない。

4 商工組合中央金庫又はその子会社は、前条第四項の認可を受けて商工組合中央金庫が認可対象会社を子会社とした場合（主務省令で定める場合に限る。）には、第一項の規定にかかわらず、当該認可対象会社を子会社とした日に保有することとなる国内の会社の議決権がその基準議決権数を超える場合であっても、同日以後、当該議決権をその基準議決権数を超えて保有することとができる。ただし、主務大臣は、商工組合中央金庫又はその子会社が、当該認可対象子会社を子会社とした場合に国内の会社の議決権を合算してその総株主等の議決権の百分の五十を超えて保有することとなるときは、認可をしてはならない。

5 主務大臣は、前項の認可をするときは、認可対象会社を子会社とした日に商工組合中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を、同日から五年を経過する日までに主務大臣が定める基準に従つて処分することを条件としなければならない。

6 商工組合中央金庫又はその子会社が、国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなつた場合には、その超える部分の議決権は、商工組合中央金庫が取得し、又は保有するものとみなす。

7 前各項の場合において、新たな事業分野を開拓する会社として主務省令で定める会社の議決権の取得又は保有については、特定子会社は、商工組合中央金庫の子会社に該当しないものとみなす。

8 前各項の場合において、商工組合中央金庫又はその子会社が取得し、又は保有する議決権には、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式又は持分に係る議決権（委託者又は受益者が行使し、又はその行使について商工組合中央金庫若しくはその子会社に指図を行うことができるものに限る。）その他主務省令で定める議決権を含まないものとし、信託財産である株式又は持分に係る議決権で、商工組合中央金庫又はその子会社が委託者若しくは受益者として行使し、又はその行使について指図を行うことができるもの（主務省令で定める議決権を除く。）を含むものとする。

第七章 計算

（事業年度）

第四十一条 商工組合中央金庫の事業年度は、四月一日から翌年三月三十一日までとする。

(資本準備金の額及び利益準備金の額)

第四十二条 商工組合中央金庫は、剰余金の配当をする場合には、会社法第四百四十五条第四項の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に五分の一を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しなければならない。

(剰余金の額)

第四十三条 商工組合中央金庫は、剰余金の額の計算上、特別準備金(商工組合中央金庫の自己資本の充実の状況その他財務内容の健全性の確保に資するものとして、附則第五条第二項の規定により充てられたものをいう。以下同じ。)の額を、資本金及び準備金の額の合計額に算入するものとする。

(欠損のてん補を行う場合の特別準備金の額の減少)

第四十四条 商工組合中央金庫は、資本準備金及び利益準備金の額の合計額が零となったときは、特別準備金の額を減少することができる。この場合においては、株主総会の決議によって、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 減少する特別準備金の額

二 特別準備金の額の減少がその効力を生ずる日

2 前項第一号の額は、同項の株主総会の日における欠損の額として主務省令で定める方法により算定される額を超えてはならない。

3 第一項の規定により特別準備金の額を減少した後において商工組合中央金庫の剰余金の額が零を超えることとなったときは、その超える部分の額に相当する金額により特別準備金の額が当該減少する前の額に達するまで増加しなければならない。

(国庫納付金)

第四十五条 商工組合中央金庫は、その自己資本

の充実の状況その他財務内容の健全性が向上し、その健全性が確保されるに至ったと認められる場合には、特別準備金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付することができる。この場合においては、当該国庫に納付する金額に相当する額を、特別準備金の額から減額するものとする。

2 前項の場合においては、株主総会の決議によつて、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 減少する特別準備金の額

二 特別準備金の額の減少がその効力を生ずる日

3 第一項の規定により納付する金額は、前項第二号の日における会社法第四百六十一条第二項に規定する分配可能額を超えてはならない。

第四十六条 商工組合中央金庫は、清算をする場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、清算の日における特別準備金の額(第四十四条第一項の規定により特別準備金の額が減少している場合は、当該減少する前の特別準備金の額)を限度として、当該特別準備金の額に相当する金額を国庫に納付するものとする。

2 前項の規定による納付金の納付は、株主に対する残余財産の分配に先立って行われるものとする。

3 前条第一項及び第一項の規定による納付金に關し、納付の手續その他必要な事項は、政令で定める。

(特別準備金の額の減少に関する会社法の準用)

第四十七条 会社法第四百四十九条第六項(第一号に係る部分に限る。)及び第七項並びに第八百二十八条(第一項第五号及び第二項第五号に係る部分に限る。)の規定は、第四十四条第一項の規定により特別準備金の額を減少する場合について準用する。この場合において、同法第四百四十九条第六項第一号中「資本金」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫法第四十四条第一

項の規定による特別準備金」と、「第四百四十七条第一項第三号」とあるのは「同項第二号」と、同法第八百二十八条第一項第五号及び第二項第五号中「資本金」とあるのは「特別準備金」と読み替えるものとする。

2 会社法第四百四十九条(第一項ただし書及び第六項第二号を除く。)及び第八百二十八条(第一項第五号及び第二項第五号に係る部分に限る。)の規定は、第四十五条第一項の規定により特別準備金の額を減少する場合について準用する。この場合において、同法第四百四十九条第一項本文中「資本金又は準備金(以下この条において「資本金等」という。）」とあるのは「特別準備金」と、「減少する場合(減少する準備金の額の全部を資本金とする場合を除く。）」とあるのは「減少する場合」と、「資本金等」とあるのは「特別準備金」と、同条第二項第一号中「資本金等」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫法第四十五条第一項の規定による特別準備金」と、同項第二号中「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同条第四項及び第五項中「資本金等」とあるのは「特別準備金」と、同条第六項第一号中「資本金」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫法第四十五条第一項の規定による特別準備金」と、第四百四十七条第一項第三号」とあるのは「同条第二項第二号」と、同法第八百二十八条第一項第五号及び第二項第五号中「資本金」とあるのは「特別準備金」と読み替えるものとする。

(特別準備金に係る報告義務)

第四十八条 商工組合中央金庫は、特別準備金の額が計上されているときは、主務省令で定めるところにより、事業年度ごとに、特別準備金の額の見通し及びその根拠について、主務大臣に報告するものとする。

2 主務大臣は、前項の規定による報告を受けたときは、その内容を公表するものとする。ただし、信用秩序を損なうおそれのある事項、商工組合中央金庫の預金者等その他の取引者の秘密

を害するおそれのある事項及び商工組合中央金庫の業務の遂行に不当な不利益を与えるおそれのある事項については、この限りでない。

(剰余金の配当等の決議)

第四十九条 商工組合中央金庫の剰余金の配当その他の剰余金の処分(損失の処理を除く。)の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(剰余金の配当の特例)

第五十条 商工組合中央金庫は、政府の所有する株式に対し剰余金の配当をする場合には、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第一条の規定にかかわらず、政府以外の者の所有する株式一株に対して配当する剰余金の額に一を超えない範囲内で政令で定める割合を乗じて得た額を政府の所有する株式一株に対して配当しなければならない。

(業務報告書等)

第五十一条 商工組合中央金庫は、事業年度ごとに、業務及び財産の状況を記載した当該事業年度の中間事業年度(当該事業年度の四月一日から九月三十日までの期間をいう。以下同じ。)に係る中間業務報告書及び当該事業年度に係る業務報告書を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

2 商工組合中央金庫が子会社等を有する場合には、商工組合中央金庫は、事業年度ごとに、前項の報告書のほか、商工組合中央金庫及びその子会社等の業務及び財産の状況を連結して記載した当該事業年度の中間事業年度に係る中間業務報告書及び当該事業年度に係る業務報告書を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

3 前二項の報告書の記載事項、提出期日その他これらの報告書に關し必要な事項は、主務省令で定める。

(貸借対照表等の公告等)

第五十二条 商工組合中央金庫は、事業年度ごとに、主務省令で定めるところにより、当該事業

年度の中間事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書（以下この条において「中間貸借対照表等」という。）並びに当該事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書（以下この条において「貸借対照表等」という。）を作成しなければならない。

2 商工組合中央金庫が子会社等を有する場合には、商工組合中央金庫は、事業年度ごとに、中間貸借対照表等及び貸借対照表等のほか、主務省令で定めるところにより、商工組合中央金庫及びその子会社等につき連結して記載した当該事業年度の中間事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書（以下この条において「中間連結貸借対照表等」という。）並びに当該事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書（以下この条において「連結貸借対照表等」という。）を作成しなければならない。

3 中間貸借対照表等、貸借対照表等、中間連結貸借対照表等及び連結貸借対照表等は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして主務省令で定めるものをいう。以下同じ。）をもつて作成することができる。

4 商工組合中央金庫は、主務省令で定めるところにより、その中間事業年度経過後三月以内に中間貸借対照表等及び中間連結貸借対照表等を、その事業年度経過後三月以内に貸借対照表等及び連結貸借対照表等を公告しなければならない。ただし、やむを得ない理由により当該三月以内にこれらの書類の公告をすることができない場合には、主務大臣の承認を受けて、当該公告を延期することができる。

5 前項の規定にかかわらず、その公告方法（会社法第二十三条第三号に規定する公告方法をいう。以下同じ。）が第六十三条第一項第一号に掲げる方法であるときは、主務省令で定めるところにより、中間貸借対照表等、貸借対照表等、

中間連結貸借対照表等及び連結貸借対照表等の要旨を公告することとする。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

6 商工組合中央金庫の公告方法が第六十三条第一項第一号に掲げる方法であるときは、主務省令で定めるところにより、その中間事業年度経過後三月以内に中間貸借対照表等及び中間連結貸借対照表等の内容である情報を、その事業年度経過後三月以内に貸借対照表等及び連結貸借対照表等の内容である情報を、五年間継続して電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものをいう。以下同じ。）により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとることができる。この場合においては、第四項の規定による公告をしたものとみなす。

（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）
第五十三条 商工組合中央金庫は、事業年度ごとに、業務及び財産の状況に関する事項として主務省令で定めるものを記載した当該事業年度の中間事業年度に係る説明書類及び当該事業年度に係る説明書類を作成し、商工組合中央金庫の営業所（無人の営業所その他の主務省令で定める営業所を除く。次項及び第四項において同じ。）に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。前条第一項の規定により作成した書類についても、同様とする。

2 商工組合中央金庫が子会社等を有する場合には、商工組合中央金庫は、事業年度ごとに、商工組合中央金庫及びその子会社等の業務及び財産の状況に関する事項として主務省令で定めるものを商工組合中央金庫及びその子会社等につき連結して記載した当該事業年度の中間事業年度に係る説明書類及び当該事業年度に係る説明書類を作成し、前項前段の規定により作成した書類とともに商工組合中央金庫の営業所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。前

条第一項及び第二項の規定により作成した書類についても、同様とする。

3 第一項前段又は前項前段に規定する中間事業年度に係る説明書類及び事業年度に係る説明書類は、電磁的記録をもつて作成することができる。

4 第一項前段に規定する中間事業年度に係る説明書類及び事業年度に係る説明書類又は同項後段に規定する書類が電磁的記録をもつて作成されているときは、商工組合中央金庫の営業所において、当該電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として主務省令で定めるものをとることができる。この場合においては、同項前段に規定する中間事業年度に係る説明書類及び事業年度に係る説明書類又は同項後段に規定する書類を、同項の規定により備え置き、公衆の縦覧に供したものとみなす。

5 前項の規定は、第二項前段に規定する中間事業年度に係る説明書類及び事業年度に係る説明書類又は同項後段に規定する書類について準用する。

6 前各項に定めるもののほか、第一項又は第二項の書類を公衆の縦覧に供する期間その他これらの規定の適用に関し必要な事項は、主務省令で定める。

7 商工組合中央金庫は、前各項に規定する事項のほか、預金者その他の顧客が商工組合中央金庫及びその子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項の開示に努めなければならない。

（事業報告等の記載事項等）

第五十四条 商工組合中央金庫が会社法第四百三十五条第二項の規定により作成する事業報告及び附属明細書の記載事項又は記録事項は、主務省令で定める。

（株主等の帳簿閲覧権の否認）

第五十五条 会社法第四百三十三条の規定は、商工組合中央金庫の会計帳簿及びこれに関する資

料については、適用しない。

第八章 監督

第五十六条 主務大臣は、商工組合中央金庫及び代理組合等の業務を監督する。

2 この法律における主務大臣は、経済産業大臣及び財務大臣とする。ただし、第二条第一項、第二項及び第四項、第三条第三項及び第四項、第二十一条第四項、第二十三条第一項、第二十六条第一項、第二十七条、第三十二条第一項、第三十五条第一項、第三十九条第四項、第五項、第七項及び第八項、第四十条第二項から第五項まで、第五十一条第一項及び第二項、第五十二条第四項、次条第一項及び第二項、第五十八条第一項及び第二項、第五十九条から第六十一条まで並びに第六十二条第一項に規定する主務大臣は、経済産業大臣、財務大臣及び内閣総理大臣とする。

3 次条及び第五十八条に規定する主務大臣の権限は、経済産業大臣、財務大臣又は内閣総理大臣がそれぞれ単独に行使することを妨げない。

4 主務大臣は、前項の規定により単独で検査を行ったときは、速やかに、その結果を他の主務大臣に通知するものとする。

5 この法律における主務省令は、経済産業省令・財務省令とする。ただし、第二条第一項、第二項及び第四項、第二十一条第四項、第二十三条第一項、第二十四条、第二十六条第二項及び第五項、第二十七条、第二十八条、第二十九条、同条において読み替えて準用する金融商品取引法第三十四条、第三十四条の二第三項及び第四項、第三十四条の三第二項及び第三項、第三十四条の四第一項、第三十七項、第三十七項の三第一項、第三十七項の四第一項、第三十七項の六第一項、第三十七項及び第四項、第三十八項、第四十条並びに第四十五条、第三十一条第二項、第三十二条、第三十九条第一項から第五項まで、第七項及び第八項、第四十条第二項、第四項、第七項及び第八項、第四十二条、第五十一条第

三項、第五十二條、第五十三條第一項、第二項、第四項及び第六項、第五十四條、次条第二項、第六十四條並びに第六十五條に規定する主務省令は、経済産業省令・財務省令・内閣府令とする。

6 内閣総理大臣は、第二項ただし書の規定による権限を金融庁長官に委任する。

7 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の全部又は一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

(報告又は資料の提出)

第五十七條 主務大臣は、商工組合中央金庫の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、商工組合中央金庫及び代理組合等に対し、その業務又は財産の状況に関する報告又は資料の提出を求めることができる。

2 主務大臣は、商工組合中央金庫の業務の健全かつ適切な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、商工組合中央金庫の子法人等（子会社その他商工組合中央金庫がその経営を支配している法人として主務省令で定めるものをいう。次項並びに次条第二項及び第五項において同じ。）又は商工組合中央金庫から業務の委託を受けた者（代理組合等を除く。次項並びに同条第二項及び第五項において同じ。）に対し、商工組合中央金庫の業務又は財産の状況に関する参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

3 商工組合中央金庫の子法人等又は商工組合中央金庫から業務の委託を受けた者は、正当な理由があるときは、前項の規定による報告又は資料の提出を拒むことができる。

(立入検査)

第五十八條 主務大臣は、商工組合中央金庫の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、その職員に商工組合中央金庫及び代理組合等の営業所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関し

質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 主務大臣は、前項の規定による立入り、質問又は検査を行う場合において特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、その職員に商工組合中央金庫の子法人等若しくは商工組合中央金庫から業務の委託を受けた者の施設に立ち入らせ、商工組合中央金庫に対する質問若しくは検査に必要な事項に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

5 前条第三項の規定は、第二項の規定による商工組合中央金庫の子法人等又は商工組合中央金庫から業務の委託を受けた者に対する質問及び検査について準用する。

(業務の停止等)

第五十九條 主務大臣は、商工組合中央金庫の業務若しくは財産又は商工組合中央金庫及びその子会社等の財産の状況に照らして、商工組合中央金庫の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、商工組合中央金庫に対し、措置を講ずべき事項及び期限を示して、商工組合中央金庫の経営の健全性を確保するための改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命じ、又はその必要の限度において、期限を付して商工組合中央金庫の業務の全部若しくは一部の停止を命じ、若しくは商工組合中央金庫の財産の供託その他監督上必要な措置を命ずることができる。

第六十條 主務大臣は、商工組合中央金庫が法令、定款若しくは法令に基づいてする主務大臣の処分違反したとき、又は公益を害する行為をしたときは、商工組合中央金庫に対し、その業務

の全部若しくは一部の停止又は取締役、執行役、会計参与若しくは監査役の解任を命ずることができる。

第九章 雑則

(合併、会社分割、事業の譲渡又は譲受け及び解散の認可等)

第六十一條 商工組合中央金庫の合併、会社分割、事業の譲渡又は譲受け及び解散の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(認可等の条件)

第六十二條 主務大臣は、この法律の規定による認可又は承認（次項において「認可等」という。）に条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、認可等の趣旨に照らして、又は認可等に係る事項の確実な実施を図るため必要最小限のものでなければならない。

(公告方法等)

第六十三條 商工組合中央金庫は、公告方法として、次の各号に掲げる方法のいずれかを定款で定めなければならない。

一 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

二 電子公告（会社法第二条第三十四号に規定する電子公告をいう。以下同じ。）

2 商工組合中央金庫が電子公告によりこの法律の規定による公告をする場合には、次の各号に掲げる公告の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日までの間、継続して電子公告による公告をしなければならない。

一 公告に定める期間内に異議を述べることができる旨の公告 当該期間を経過する日

二 第三十二條第一項前段の規定による公告 商工組合中央金庫が臨時にその業務の全部又は一部を休止した営業所においてその業務の全部又は一部を再開する日

三 第三十二條第一項後段の規定による公告 商工組合中央金庫が臨時にその業務の全

部又は一部を休止した営業所においてその業務の全部又は一部を再開した日後一月を経過する日

四 第五十二條第四項の規定による公告 電子公告による公告を開始した日後五年を経過する日

五 前各号に掲げる公告以外の公告 電子公告による公告を開始した日後一月を経過する日

3 会社法第九百四十条第三項の規定は、商工組合中央金庫が電子公告によりこの法律による公告をする場合について準用する。この場合において、同項中「前二項」とあるのは、「株式会社商工組合中央金庫法第六十三條第二項」と読み替えるものとする。

4 商工組合中央金庫に対する会社法第九百四十一条の規定の適用については、同条中「第四百四十条第一項の規定」とあるのは、「第四百四十条第一項の規定並びに株式会社商工組合中央金庫法第三十二條第一項及び第五十二條第四項の規定」とする。

(登記)

第六十四條 商工組合中央金庫は、第五十二條第六項の規定による措置をとるときとするときは、同項に規定する中間貸借対照表等、中間連結貸借対照表等及び連結貸借対照表等の内容である情報についてその提供を受けるために必要な事項であつて主務省令で定めるものの登記をしなければならない。

(主務省令への委任)

第六十五條 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による認可又は承認に関する申請の手續、書類の提出の手續その他この法律を実施するため必要な事項は、主務省令で定める。

(経過措置)

第六十六條 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

る。

第十章 罰則

第六十七條 商工組合中央金庫の取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員が、その職務に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

2 前項の場合において、犯人が收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第六十八條 前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減軽し、又は免除することができる。

第六十九條 第六十七條第一項の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第四條の例に従う。

2 前条第一項の罪は、刑法第二條の例に従う。

第七十條 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第二條第六項の規定に違反して、他人に商工組合中央金庫の業務を営ませたる者

二 第二十九條において準用する金融商品取引法（以下「準用金融商品取引法」という。）第三十九條第一項の規定に違反した者

第七十一條 第五十九條又は第六十條の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反した者は、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

第七十二條 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 第十條若しくは第五十七條第一項若しくは第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出

をした者

二 第二十一條第一項若しくは第五十八條第一項若しくは第二項の規定による職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

三 第五十一條の規定に違反して、同条に規定する書類の提出をせず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類の提出をした者

四 第五十二條第四項の規定に違反して、同項の規定による公告をせず、若しくは同条第六項の規定に違反して、同項に規定する情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として主務省令で定めるものをとらず、又は当該公告をしなればならない書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして、公告をし、若しくは電磁的記録に記載すべき事項を記録せず、若しくは虚偽の記録をして、電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとつた者

五 第五十三條第一項若しくは第二項の規定に違反して、これらの規定に規定する書類を公衆の縦覧に供せず、若しくは同条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）以下の号において同じ。の規定に違反して、同条第四項に規定する電磁的記録に記載された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として主務省令で定めるものをとらず、又はこれらの規定に違反して、これらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして、公衆の縦覧に供し、若しくは電磁的記録に記載すべき事項を記録せず、若しくは虚偽の記録をして、電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとつた者

第七十三條 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第二十八條（第一号に係る部分に限る。）の規定の違反があつた場合において、顧客以外の者（商工組合中央金庫又は代理組合等を含む。）の利益を図り、又は顧客に損害を与える目的で当該違反行為をした者

二 準用金融商品取引法第三十九條第二項の規定に違反した者

2 前項第二号の場合において、犯人又は情を知つた第三者が受けた財産上の利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第七十四條 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 準用金融商品取引法第三十七條第一項（第二号を除く。）に規定する事項を表示せず、又は虚偽の表示をした者

二 準用金融商品取引法第三十七條第二項の規定に違反した者

三 準用金融商品取引法第三十七條の三第一項（第二号及び第六号を除く。）の規定に違反して、書面を交付せず、又は同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者

四 準用金融商品取引法第三十七條の四第一項の規定による書面を交付せず、又は虚偽の記載をした書面を交付した者

第七十五條 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項及び次条において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その法人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第七十條第二号又は第七十一條三億円以下の罰金刑

二 第七十二條又は第七十三條第一項第一号二億円以下の罰金刑

三 第七十三條第一項第二号一億円以下の罰金刑

四 第七十條第一号又は前条 各本条の罰金刑

2 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第七十六條 次の各号のいずれかに該当する場合には、その行為をした商工組合中央金庫の取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役、支配人、清算人、株主名簿管理人又は株主（株主が法人であるときは、その取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役、代表者、管理人、支配人、業務を執行する社員又は清算人）は、百万円以下の過料に処する。

一 第二條第二項、第三條第三項又は第四條の規定による主務大臣の認可を受けないうでこれらの規定に規定する行為をしたとき。

二 第二條第一項若しくは第四項、第三條第四項、第三十二條第一項、第三十五條第一項、第三十六條第三項又は第三十九條第七項の規定に違反して、これらの規定による届出、公告若しくは掲示をせず、又は虚偽の届出、公告若しくは掲示をしたとき。

三 第六條第一項又は第二項の規定に違反したとき。

四 第八條第一項の規定による主務大臣の認可を受けないうで同項の政令で定める取引又は行為により主要株主基準値以上の数の議決権の保有者になつたとき。

五 第八條第二項の規定に違反して同項に規定する猶予期限日を超えて主要株主基準値以上

の数の議決権の保有者であつたとき。 六 第八条第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。 七 第八条第五項の規定による命令に違反して主要株主基準値以上の数の議決権の保有者であつたとき、又は第十三条第二項の規定に違反して同項に規定する主務大臣が指定する期間を超えて主要株主基準値以上の数の議決権の保有者であつたとき。 八 第十二条又は第十三条第一項の規定による命令に違反したとき。 九 第二十条第一項の規定に違反して報酬を得て他の職務に従事し、又は事業を営んだとき。 十 第二十二条の規定に違反して他の業務を営んだとき。 十一 第三十九条第一項の規定に違反して同項に規定する子会社対象会社以外の会社（第四十条第一項に規定する国内の会社を除く。）を子会社としたとき。 十二 第三十九条第四項の規定による主務大臣の認可を受けずに同項に規定する認可対象会社を子会社としたとき、又は同条第六項において準用する同条第四項の規定による主務大臣の認可を受けずに同条第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（同条第四項に規定する認可対象会社に限る。）に該当する子会社としたとき。 十三 第四十条第一項又は第二項ただし書の規定に違反したとき。 十四 第四十条第三項又は第五項の規定により付した条件に違反したとき。 十五 第四十二条の規定に違反して資本準備金又は利益準備金を計上しなかつたとき。 十六 第五十九条の規定に違反して改善計画の提出をせず、又は同条の規定による命令（業務の全部又は一部の停止の命令を除く。）に違反したとき。 十七 第六十二条第一項の規定により付した条件（第二条第二項、第三十九条第四項（同条	第六項において準用する場合を含む。）及び第六十一条の規定による認可に係るものに限る。）に違反したとき。 十八 第六十四条の規定による登記をしなかつたとき。 第七十七条 第五条の規定に違反した者は、十萬円の過料に処する。 附則 （施行期日） 第一条 この法律は、平成二十年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 一 附則第三条から第二十二条まで、第二十五条から第三十条まで、第百一条及び第百二条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日 二 附則第八十条 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第号）の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日 （この法律の廃止その他の必要な措置） 第二条 政府は、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成十八年法律第四十七号）第六条第二項の規定に基づき、その保有する株式会社商工組合中央金庫の株式（以下「政府保有株式」という。）について、市場の動向を踏まえつつその処分を図り、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から起算しておおむね五年後から七年後を目途として、その全部を処分するものとする。 2 政府は、政府保有株式の全部を処分したときは、直ちにこの法律を廃止するための措置を講ずるとともに、株式会社商工組合中央金庫の有する中小企業等協同組合その他の中小企業者を構成員とする団体及びその構成員に対する金融機能の根幹が維持されることとなるよう、株主資格を制限するための措置その他必要な措置を講ずるものとする。	（転換計画の認可） 第三条 この法律の施行の際現に存する商工組合中央金庫（以下「転換前の法人」という。）は、転換（転換前の法人が附則第十八条第一項の規定により株式会社商工組合中央金庫（次条から附則第三十三条までにおいて「転換後の法人」という。）となることをいう。以下同じ。）に係る計画（以下「転換計画」という。）を作成して、施行日の前日までに、主務大臣の認可を受けなければならない。 2 前項の認可があつたときは、転換は、施行日にその効力を生ずる。 （転換計画の記載事項等） 第四条 転換前の法人は、転換計画において、次の掲げる事項を定めなければならない。 一 転換後の法人の業務 二 転換後の法人の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数 三 前号に掲げるもののほか、転換後の法人の定款で定める事項 四 転換後の法人の取締役の氏名及び会計監査人の氏名又は名称 五 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、次のイ又はロに定める事項 イ 転換後の法人が会計参与設置会社である場合 転換後の法人の会計参与の氏名又は名称 ロ 転換後の法人が監査役設置会社である場合 転換後の法人の監査役の氏名 合 転換後の法人の出資者が転換に際して取得する転換後の法人の株式の数（種類株式を発行する場合にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法並びに転換後の法人の資本金及び準備金の額に関する事項 七 転換前の法人の出資者に対する前号の株式の割当てに関する事項 八 転換前の法人の出資者に対して金銭を納付又は交付するときは、その額又はその算定方	法 九 転換前の法人の出資者に対する前号の金銭の割当てに関する事項 十 転換がその効力を生ずる日 2 前項第七号に掲げる事項についての定めは、転換前の法人の出資者の有する出資の口数（出資者が政府である場合にあつては、主務大臣が定める口数）に応じ、転換後の法人の株式を交付することを内容とするものでなければならない。 3 第一項第九号に掲げる事項についての定めは、転換前の法人が次条第一項の規定により国庫に納付する場合を除き、転換前の法人の出資者の有する出資の口数に応じて金銭を交付すること（出資者が政府である場合にあつては、国庫に納付すること）を内容とするものでなければならない。 4 前項の規定による納付金の納付の手續に關し必要な事項は、政令で定める。 （特別準備金等） 第五条 転換前の法人は、商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第九条の規定にかかわらず、政府から転換前の法人に対してされた出資に係る資産のうち転換後の法人が業務を円滑に遂行する上で必要がないと認められるものに相当する金額として主務大臣が定める金額を、国庫に納付しなければならない。この場合において、転換前の法人は、その納付した金額により資本金を減少するものとする。 2 転換後の法人は、特別準備金を設け、転換前の法人の純資産であつて政府の出資に係るものに相当する金額のうち主務大臣が定めるところにより算出された金額をこれに充てるものとする。 3 主務大臣は、前二項の規定により金額を定めようとするときは、あらかじめ、評価委員の意見を聴かなければならない。 4 前項の評価委員その他評価に關し必要な事項は、政令で定める。
---	---	--	--

5 第一項の規定による納付金に関し、納付の手続その他必要な事項は、政令で定める。
(所属団体に對する通知等)

第六條 転換前の法人は、附則第三條第一項の規定により転換計画を作成したときは、遅滞なく、その所属団体及び知れている出資を目的とする質権者に対し、転換をする旨並びに転換後の法人の商号及び住所その他転換計画の概要を通知するとともに、転換前の法人が定款で定める方法により公告しなければならない。

(転換計画に関する書面等の備置き及び閲覧等)
第七條 転換前の法人は、前條の規定による公告の日(以下「公告日」という。)から施行日までの間、転換計画の内容その他主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

2 転換前の法人の所属団体(転換前の法人の出資者のうち政府以外のものをいう。以下同じ。)及び債権者は、転換前の法人に對して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、転換前の法人の定めたる費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求
二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求
三 前項の電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて転換前の法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

3 転換前の法人は、転換後の法人の交付する株式又は金銭を受ける政府及び所属団体の権利の保全等に資するため、一定の日を定めてその日以後転換前の法人への新たな出資又は出資の譲渡を承諾しないことができる。

4 転換前の法人は、前項の日を定めたときは、

その日を公告しなければならない。

(転換に反對する所属団体の出資払戻請求權)

第八條 商工組合中央金庫法第十條の規定にかかわらず、公告日から二十日以内に書面をもつてその持分の払戻しを請求する旨を転換前の法人に通知した所属団体は、附則第三條第一項の規定により認可を受けた転換計画(以下「認可転換計画」という。)に基づき、その有する出資の払戻しを受けることにより、施行日の前日まで転換前の法人を脱退するものとする。

2 転換前の法人は、商工組合中央金庫法第九條の規定にかかわらず、前項の規定により持分に係る出資額に相当する金額を払い戻すことができる。この場合において、転換前の法人は、その金額により資本金を減少するものとする。
(債権者の異議)

第九條 転換前の法人の債権者は、転換前の法人に對し、転換について異議を述べることができる。

2 転換前の法人は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、預金者、商工債(商工組合中央金庫法第三十一條に規定する商工債をいう。)の権利者その他政令で定める債権者以外の知れていない債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第四号の期間は、一月を下ることができない。

一 転換をする旨
二 転換後の法人の商号及び住所
三 転換後の法人の計算書類に関する事項として主務省令で定めるもの

四 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

3 前項の規定にかかわらず、転換前の法人が同項の規定による公告を、官報のほか、転換前の法人が定款で定める方法によりするときは、同項の規定による各別の催告は、することを要しない。

4 債権者が第二項第四号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、転換について

承認をしたものとみなす。

5 債権者が第二項第四号の期間内に異議を述べたときは、転換前の法人は、施行日の前日までに、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、転換をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

(転換における株式の発行)

第十條 転換前の法人は、附則第四條第一項第七号の規定による株式の割当てを行うほか、転換に際して、転換後の法人の株式を発行することができる。この場合においては、転換計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 この條の規定により発行する転換後の法人の株式(以下「転換時発行株式」という。)の數(種類株式を発行する場合にあつては、転換時発行株式の種類及び數。以下同じ。)

二 転換時発行株式の払込金額(転換時発行株式一株と引換えに払い込む金銭又は給付する金銭以外の財産の額をいう。以下同じ。)又はその算定方法

三 金銭以外の財産を出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額

四 転換時発行株式と引換えにする金銭の払込み又は前号の財産の給付の期日

五 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
(転換時発行株式の申込み等)

第十一條 転換前の法人は、転換時発行株式の引受けの申込みをしようとする者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一 転換後の法人の商号

二 前条各号に掲げる事項

三 金銭の払込みをすべきときは、払込みの取扱いの場所

四 前三号に掲げるもののほか、主務省令で定

める事項

2 転換時発行株式の引受けの申込みをする者は、次に掲げる事項を記載した書面を転換前の法人に交付しなければならない。

一 申込みをする者の氏名又は名称及び住所
二 引き受けようとする転換時発行株式の數

3 転換前の法人は、第一項各号に掲げる事項について変更があつたときは、直ちに、その旨及び当該変更があつた事項を前項の申込みをした者(以下「申込者」という。)に通知しなければならない。

4 転換前の法人が申込者に対してする通知又は催告は、第二項第一号の住所(当該申込者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を転換前の法人に通知した場合にあつては、その場所又は連絡先)にあてて発すれば足りる。

5 前項の通知又は催告は、その通知又は催告が通常到達すべきであつた時に、到達したものとみなす。
(転換時発行株式の割当て)

第十二條 転換前の法人は、申込者の中から転換時発行株式の割当てを受ける者を定め、かつ、その者に割り当てる転換時発行株式の數を定めなければならない。この場合において、転換前の法人は、当該申込者に割り当てる転換時発行株式の數を、前条第二項第二号の數よりも減少することができる。

2 転換前の法人は、附則第十條第四号の期日の前日までに、申込者に対し、当該申込者に割り当てる転換時発行株式の數を通知しなければならない。

3 転換前の法人は、転換後の法人の株式(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができる株式を除き、会社法第八百七十九條第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式を含む。以下この項において「転換後の法人の株式」という。)を発行するときは、次に掲げるものの以外のものに割り当ててはならない。

- 一 中小企業等協同組合
- 二 協業組合、商工組合又は商工組合連合会
- 三 商店街振興組合又は商店街振興組合連合会
- 四 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合又は生活衛生同業組合連合会（直接又は間接の構成員である事業者の三分の二以上が五十万円（卸売業を主たる事業とする者については、一億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人（卸売業又はサービス業を主たる事業とする者については、百人）以下の従業員を使用する者である場合に限る。）
- 五 酒造組合、酒造組合連合会又は酒造組合中央会（直接又は間接の構成員である事業者の三分の二以上が三億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者である場合に限る。）
- 六 酒販組合、酒販組合連合会又は酒販組合中央会（直接又は間接の構成員である事業者の三分の二以上が五千万円（酒類卸売業者については、一億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人（酒類卸売業者については、百人）以下の従業員を使用する者である場合に限る。）
- 七 内航海運組合又は内航海運組合連合会（直接又は間接の構成員である事業者の三分の二以上が三億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者である場合に限る。）
- 八 輸出組合又は輸入組合（直接又は間接の構成員である事業者の三分の二以上が一億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする者については五十万円、商業又はサービス業以外の事業を主たる事業とする者については三億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時百人（小売業を主たる事業とする者については五十人、商業又はサービス業以外の事業を主たる事業とする者については百人）以下の従業員を使用する者である場合に限る。）
- 九 市街地再開発組合（直接又は間接の構成員の三分の二以上が五千万円（卸売業を主たる事業とする者については一億円、商業又はサービス業以外の事業を主たる事業とする者については三億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人である事業者又は常時五十人（卸売業又はサービス業を主たる事業とする者については百人、商業又はサービス業以外の事業を主たる事業とする者については三百人）以下の従業員を使用する事業者である場合に限る。）
- 十 前各号に掲げる者であつて転換後の法人の株式の株主であるものの直接又は間接の構成員
- 十一 前各号に掲げる者のほか、主として中小規模の事業者を構成員とする団体及びその直接又は間接の構成員の健全な発達を図るために必要な事業を行う団体並びに主として中小規模の事業者を構成員とする団体並びにそれらの直接又は間接の構成員であつて、政令で定めるもの
- （転換時発行株式の引受け）
- 第十三条 申込者は、転換前の法人の割り当てた転換時発行株式の数について転換時発行株式の引受人となる。
- （出資の履行）
- 第十四条 転換時発行株式の引受人（附則第十条第三号の財産（以下「現物出資財産」という。）を給付する者を除く。）は、同条第四号の期日に、附則第十一条第一項第三号の払込みの取扱いの場所において、それぞれの転換時発行株式の払込金額の全額を払い込まなければならない。
- 2 転換時発行株式の引受人（現物出資財産を給付する者に限る。）は、附則第十条第四号の期日に、それぞれの転換時発行株式の払込金額の全額に相当する現物出資財産を給付しなければならない。
- 3 転換時発行株式の引受人は、第一項の規定による払込み又は前項の規定による給付（以下「出資の履行」という。）をする債務と転換前の法人に対する債権とを相殺することができない。
- 4 出資の履行を行うことにより転換時発行株式の株主となる権利の譲渡は、転換後の法人に対抗することができない。
- 5 転換時発行株式の引受人は、出資の履行をしないときは、当該出資の履行を行うことにより転換時発行株式の株主となる権利を失う。
- （株主となる時期）
- 第十五条 転換時発行株式の引受人は、施行日に、出資の履行を行った転換時発行株式の株主となる。
- （引受けの無効又は取消しの制限）
- 第十六条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第九十三条ただし書及び第九十四条第一項の規定は、転換時発行株式の引受けの申込み及び割当てに係る意思表示については、適用しない。
- 2 転換時発行株式の引受人は、施行日から一年を経過した後又はその株式について権利行使した後は、錯誤を理由として転換時発行株式の引受けの無効を主張し、又は詐欺若しくは強迫を理由として転換時発行株式の引受けの取消しをすることができない。
- （金銭以外の財産の出資）
- 第十七条 会社法第二百七条、第二百十二条（第一項第一号を除く。）、第二百十三条（第一項第三号を除く。）、第八百六十八条第一項、第八百七十条（第二号及び第七号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四条（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は附則第十条第三号に掲げる事項を定めた場合について、同法第七編第二章第二節（第八百四十九条第二項、第八百五十条第四項及び第八百五十一条を除く。）の規定はこの条において準用する同法第二百十二条（第一項第一号を除く。）の規定による支払を求める訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百七条第四項、第六項及び第九項第三号、第二百十三条第一項第一号並びに第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同条第一項中「株式を有する株主」とあるのは「株式を有する株主（株式会社商工組合中央金庫法の施行の日（以下この条において「施行日」という。）から六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間。以下この項において同じ。）を経過していないときは、六箇月前から施行日まで引き続き所屬団体であつた者であつて、施行日から引き続き株式を有する株主」と読み替へるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。
- （転換の効力の発生等）
- 第十八条 転換前の法人は、施行日に、転換後の法人となる。
- 2 転換前の法人は、施行日に、附則第四条第一項第二号及び第三号に掲げる事項についての定めに従い、当該事項に係る定款の変更をしたものとみなす。
- 3 転換前の法人の出資者は、施行日に、附則第四条第一項第七号に掲げる事項についての定めに従い、同項第六号の株式の株主となる。
- （質権の効力）
- 第十九条 転換前の法人の出資を目的とする質権は、転換前の法人の所屬団体が転換により受けべき金銭等（金銭その他の財産をいう。以下同じ。）の上に存在する。
- （差押えの効力）
- 第二十条 転換前の法人の出資の差押え（仮差押えを含む。）は、転換前の法人の所屬団体が転換により受けべき金銭等にその効力を有する。
- （一口に満たない端数）
- 第二十一条 会社法第二百三十四条第一項（各号を除く。）から第五項まで、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十一条、第八百

七十四条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、転換に際して所属団体に転換後の法人の株式を交付する場合において、交付しなければならない転換後の法人の株式の数に一株に満たない端数がある場合について準用する。この場合において、同法第二百三十四条第一項中「当該各号に定める者に当該株式会社」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫法の施行の日（以下この条において「施行日」という。）において所属団体であった者であつて施行日から引き続いて株式を有する者に株式会社商工組合中央金庫」と、同条第二項中「法務省令」とあるのは「主務省令」と読み替へるものとする。

（転換計画実行の届出）

第二十二條 転換前の法人が附則第三条第一項の認可を受けた転換計画を実行したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

（転換に関する書面の備置き及び閲覧等）

第二十三條 転換後の法人は、施行日後遅滞なく、附則第九条に規定する手続の経過その他の転換に関する事項として主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。

2 転換後の法人は、施行日から六月間、前項の書面又は電磁的記録を本店に備え置かなければならない。

3 転換後の法人の株主（転換後の法人の株主のうち政府以外のものをいう。）及び債権者は、転換後の法人に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、転換後の法人の定めた費用を支払わなければならない。

- 一 第一項の書面の閲覧の請求
- 二 第一項の書面の謄本又は抄本の交付の請求
- 三 第一項の電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 第一項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて転換後の法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

（転換の登記）

第二十四條 転換前の法人が転換をしたときは、転換の日から本店又は主たる事務所の所在地においては二週間以内、支店又は従たる事務所の所在地においては三週間以内に、転換前の法人については解散の登記を、転換後の法人については株式会社法の設立の登記をしなければならない。

2 商業登記法（昭和三十八年法律第百一十五号）第七十六条及び第七十八条の規定は、前項の場合について準用する。

3 第一項の登記の申請書に添付すべき書類については、政令で定める。

（主務大臣等）

第二十五條 転換に関する事項については、第五十六条第二項及び第五項の規定にかかわらず、主務大臣及び主務省令は、それぞれ経済産業大臣及び財務大臣並びに経済産業省令・財務省令とする。

（罰則）

第二十六條 転換前の法人が転換をする場合において、転換前の法人の理事長、副理事長、理事又は監事が、附則第十条の規定による株式を引き受ける者の募集をするに当たり、転換後の法人の事業その他の事項に関する説明を記載した資料若しくは当該募集の広告その他の当該募集に関する文書であつて重要な事項について虚偽の記載のあるものを行つたとき、又はこれらの書類の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録であつて重要な事項について虚偽の記録のあるものをその募集の事務の用に供したときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十七條 転換前の法人が転換する場合において、転換前の法人の理事長、副理事長、理事又は監事が、附則第十条の規定による募集に係る株式の払込みを仮装するため預合いを行つたときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。預合いに応じた者も、同様とする。

2 前項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。

第二十八條 転換前の法人の理事長、副理事長、理事又は監事が、附則第十条第三号に掲げる事項について、主務大臣に対して虚偽の申述を行い、又は事実を隠ぺいしたときは、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

（過料に処すべき行為）

第二十九條 転換前の法人の理事長、副理事長、理事若しくは監事又は転換後の法人の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役若しくは執行役は、次の各号のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。

一 附則第七条第二項の規定に違反して、正当な理由がないのに、書類若しくは電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したもの、書類又は電磁的記録の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記録された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。

二 附則第九条第二項又は第五項の規定に違反して転換を行つたとき。

三 附則第二十四条の規定による転換の登記を怠つたとき。

四 この法律の規定による転換に関する公告若しくは通知をすることを怠つたとき、又は不正の公告若しくは通知をしたとき。

五 官庁に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠ぺいしたとき。

（転換に関する政令への委任）

第三十條 附則第三条から前条まで及び第三十六条に規定するもののほか、転換の認可の申請の方法その他転換に関し必要な事項は、政令で定める。

（預貯金通帳等に係る印紙税の納付等の特例の適用）

第三十一條 転換後の法人は、平成二十年十月一日から平成二十一年三月三十一日までの期間内に作成する印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）第十二条第一項に規定する預貯金通帳等につき同条の規定の適用を受けることができる。この場合において、同項中「当該承認の日以後最初に到来する四月一日から翌年三月三十一日まで」とあるのは、「平成二十年十月一日から平成二十一年三月三十一日まで」とする。

（登録免許税の課税の特例）

第三十二條 附則第二十四条第一項の規定により転換後の法人が受ける設立の登記については、財務省令で定めるところにより登記を受ける場合には、登録免許税（認可転換計画に定められた附則第四条第一項第七号に掲げる事項についての定めに従い転換前の法人の出資者に対して割り当てられた株式に対応する資本金の額に係る部分に限る。）を課さない。

2 転換に伴い転換後の法人が受ける登記又は登録で、転換前の法人が有する不動産の所有権又は商標権に係る権利者の名称の変更の登記又は登録及び転換前の法人を債権者とする担保権についてする当該債権者の表示の変更の登記又は登録については、登録免許税を課さない。

（従前の新株引受権付社債の払込みに関する経過措置）

第三十三條 転換後の法人は、第二十一条第四項第十二号の業務に関しては、商法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第百二十八号）附則第七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた新株引受権付社債に係る同法による改正前の商法（明治三十二年法律第四十八

号) 第三百四十一条ノ十六第一項の払込みの取扱いについて、この法律の施行後においても、銀行とみなす。

(商工組合中央金庫法の廃止)

第三十四条 商工組合中央金庫法は、廃止する。

(事業年度に関する経過措置)

第三十五条 転換前の法人の事業年度は、施行日の前日に終了したものとみなす。

2 株式会社商工組合中央金庫の最初の事業年度は、第四十一条の規定にかかわらず、平成二十年十月一日に始まり、平成二十一年三月三十一日に終わるものとする。

第三十六条 前条第一項の規定により終了したものとみなされる事業年度に係る附則第三十四条の規定による廃止前の商工組合中央金庫法(以下「旧法」という。第三十九条ノ二に規定する書類並びに旧法第四十条ノ三に規定する業務及び財産の状況に関する説明書類の作成、監査及び承認の方法については、なお従前の例による。

(商工債に関する経過措置)

第三十七条 旧法第三十一条の規定により発行された商工債は、第三十三条の規定により発行された商工債とみなす。ただし、会社法第四編第三章並びに社債等の振替に関する法律第八十五条及び第八十六条の規定は、適用しない。

第三十八条 施行日前に転換前の法人が発行した短期商工債(旧法第三十三条ノ二に規定する短期商工債をいう。以下同じ。)については、旧法及びこれに基づく命令の規定は、なお効力を有する。

(担保付社債信託法の一部改正)

第三十九条 担保付社債信託法の一部を次のように改正する。

第五十条 第四号を削り、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第 号) 第二十一条(第二項及び第四項第十号を除く。)に規定する株式会社商工組合中央金庫の業務

(経済関係罰則の整備に関する法律の一部改正)

第四十条 経済関係罰則の整備に関する法律(昭和十九年法律第四号)の一部を次のように改正する。

別表中第二号を削り、第三号を第二号とする。

(地方自治法の一部改正)

第四十一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二百三十八条第二項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り上げる。

(地方自治法の一部改正に伴う経過措置)

第四十二条 施行日前に転換前の法人が発行した短期商工債についての地方自治法の規定の適用については、当該短期商工債を同法第二百三十八条第二項に規定する短期社債等とみなす。

(農業協同組合法の一部改正)

第四十三条 農業協同組合法(昭和二十二年法律第四百三十二号)の一部を次のように改正する。

第十條第十一項第二号を次のように改める。

二 削除

(農業協同組合法の一部改正に伴う経過措置)

第四十四条 施行日前に転換前の法人が発行した短期商工債についての農業協同組合法の規定の適用については、当該短期商工債を同法第十条第十一項に規定する短期社債等とみなす。

(臨時金利調整法等の一部改正)

第四十五条 次に掲げる法律の規定中「商工組合中央金庫」を「株式会社商工組合中央金庫」に改める。

一 臨時金利調整法(昭和二十二年法律第八十一号) 第一条第一項

二 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号) 第八条の三第二号

三 納税貯蓄組合法(昭和二十六年法律第四百十五号) 第二条第二項

四 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和二十九年法律第九十五号) 第三条

五 電話加入権質に関する臨時特例法(昭和三十三年法律第三十八号) 第二条

(金融商品取引法の一部改正)

第四十六条 金融商品取引法の一部を次のように改正する。

第三十三条第二項第一号中「商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号) 第三十三条ノ二に規定する短期商工債」を削る。

(金融商品取引法の一部改正に伴う経過措置)

第四十七条 施行日前に転換前の法人が発行した短期商工債についての金融商品取引法の規定の適用については、当該短期商工債を同法第三十三条第二項第一号に掲げる有価証券とみなす。

(国有財産法の一部改正)

第四十八条 国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り上げる。

(国有財産法の一部改正に伴う経過措置)

第四十九条 施行日前に転換前の法人が発行した短期商工債についての国有財産法の規定の適用については、当該短期商工債を同法第二条第二項に規定する短期社債等とみなす。

(消費生活協同組合法の一部改正)

第五十条 消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)の一部を次のように改正する。

第九号第五号及び第六号を次のように改める。

五及び六 削除

(中小企業等協同組合法の一部改正)

第五十一条 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第九号の八第六項第一号中口を削り、ハを口とし、ニからチまでをハからトまでとする。

第五十七条の五第一号中「農林中央金庫、商工組合中央金庫」を「株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫」に改める。

(中小企業等協同組合法の一部改正に伴う経過措置)

第五十二条 施行日前に転換前の法人が発行した短期商工債についての中小企業等協同組合法の規定の適用については、当該短期商工債を同法第九号の八第六項第一号に規定する短期社債等とみなす。

(相続税法の一部改正)

第五十三条 相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第四十一条第三項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り上げる。

(相続税法の一部改正に伴う経過措置)

第五十四条 施行日前に転換前の法人が発行した短期商工債についての相続税法の規定の適用については、当該短期商工債を同法第四十一条第三項に規定する短期社債等とみなす。

(地方税法の一部改正)

第五十五条 地方税法(昭和二十五年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の二十四の七第五項第九号中「及び商工組合中央金庫」を削る。

附則第九条に次の一項を加える。

14 株式会社商工組合中央金庫に対する第七十二条の二十一第一項及び第二項の規定の適用については、平成二十年十月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、同条第一項中「連結個別資本金等の額」とあるのは「連結個別資本金等の額から、株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第 号) 附則第三条第一項に規定する転換前の法人の事業年度のうち最終のものに確定した決算に基づく貸借対照表に計上されている資本金の額のうち政府が出資した金額に相当する額から同法附則第五条第一項に規定する主務大臣が定める金額を控除した額に、平成二十年十月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に開始

する各事業年度にあつては十分の九を、同年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に開始する各事業年度にあつては五分の四を、同年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に開始する各事業年度にあつては五分の三を、同年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に開始する各事業年度にあつては五分の二を、同年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に開始する各事業年度にあつては五分の一をそれぞれ乗じて得た金額をそれぞれ控除して得た額」と、同条第二項中「連結個別資本金等の額」とあるのは「控除して得た額」とする。

(財政融資資金法の一部改正)
第五十六條 財政融資資金法(昭和二十六年法律第百号)の一部を次のように改正する。
附則第十四項及び第十五項を削る。
(財政融資資金法の一部改正に伴う経過措置)
第五十七條 附則第三十七條の規定により、第三十三條の規定により発行された商工債とみなされる旧法第三十一條の規定により発行された商工債が財政融資資金による引受けに係るものである場合における当該商工債についての財政融資資金法第十條第一項の規定の適用については、当該商工債を同項第七号に掲げる債券とみなす。

(信用金庫法の一部改正)
第五十八條 信用金庫法の一部を次のように改正する。
第五十三條第五項第一号中口を削り、ハを口とし、ニからチまでをハからトまでとする。
(信用金庫法の一部改正に伴う経過措置)
第五十九條 施行日前に転換前の法人が発行した短期商工債についての信用金庫法の規定の適用については、当該短期商工債を同法第五十三條第五項第一号に規定する短期社債等とみなす。
(長期信用銀行法の一部改正)
第六十條 長期信用銀行法の一部を次のように改正する。

第六條第四項第二号を次のように改める。
二 削除

(長期信用銀行法の一部改正に伴う経過措置)
第六十一條 施行日前に転換前の法人が発行した短期商工債についての長期信用銀行法の規定の適用については、当該短期商工債を同法第六條第四項に規定する短期社債等とみなす。
(農林漁業金融公庫法等の一部改正)
第六十二條 次に掲げる法律の規定中「農林中央金庫、商工組合中央金庫」を「株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫」に改める。
一 農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第百三十五号)第二十五條第一項第一号
二 住宅融資保険法(昭和三十年法律第六十三号)第二條第三号
三 公営企業金融公庫法(昭和三十三年法律第八十三号)第三十一條第一項第一号
四 預金等に係る不当契約の取締に関する法律(昭和三十三年法律第百三十六号)第一條第一項

五 商店街振興組合法(昭和三十七年法律第百四十一号)第六十七條の二第二号
六 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法(平成十七年法律第百一十一号)第二十八條第一項第三号
(労働金庫法の一部改正)
第六十三條 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。
第五十八條第六項第一号中口を削り、ハを口とし、ニからチまでをハからトまでとする。
(労働金庫法の一部改正に伴う経過措置)
第六十四條 施行日前に転換前の法人が発行した短期商工債についての労働金庫法の規定の適用については、当該短期商工債を同法第五十八條第六項第一号に規定する短期社債等とみなす。

改正する。
第二條第一項第六号を次のように改める。
六 株式会社商工組合中央金庫
(行政事件訴訟法の一部改正)
第六十六條 行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第百三十九号)の一部を次のように改正する。
別表商工組合中央金庫の項を削る。
(行政事件訴訟法の一部改正に伴う経過措置)
第六十七條 この法律の施行前に前条の規定による改正前の行政事件訴訟法の規定に基づき提起された転換前の法人を被告とする抗告訴訟の管轄については、なお従前の例による。
(法人税法の一部改正)
第六十八條 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。
別表第三商工組合中央金庫の項を削る。
(預金保険法の一部改正)
第六十九條 預金保険法の一部を次のように改正する。

第二條第一項に次の一号を加える。
九 株式会社商工組合中央金庫
第二條第二項第五号中「並びに信用金庫法」を「信用金庫法」に改め、「全国連合会債」の下に「並びに株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第 号)第三十三條の規定による商工債(同法附則第三十七條の規定により同法第三十三條の規定により発行された商工債とみなされたものを含む。)」を加え、同条第六項中「又は銀行持株会社等」を「若しくは銀行持株会社等又は株式会社商工組合中央金庫」に改める。
第三十五條第一項中「及び労働金庫法」を「労働金庫法」に改め、「労働金庫代理業者」の下に「及び株式会社商工組合中央金庫法第二條第四項に規定する代理又は媒介に係る契約の相手方」を加える。
第三十七條第一項中「金融機関代理業者」の下に「及び株式会社商工組合中央金庫法第二條第四項に規定する代理又は媒介に係る契約の相手方」を加える。

ただし、当該申込みを行った金融機関が株式会社商工組合中央金庫である場合は、この限りでない。
第六十一條第四項中、「厚生労働大臣の同意を」と「厚生労働大臣の同意を、株式会社商工組合中央金庫に対し同項の認定を行うときは財務大臣及び経済産業大臣の同意を、それぞれ」に改める。
第六十四條第三項中、「内閣総理大臣を」と「閣総理大臣」に改め、「厚生労働大臣」の下に「とし、当該決定が株式会社商工組合中央金庫を当事者とする合併等に係るものである場合には内閣総理大臣及び財務大臣並びに経済産業大臣とする。」を加える。
第六十四條の二第二項中「厚生労働大臣」の下に「及び経済産業大臣」を加え、同条第三項

手方」を加える。
第五十一條第一項中「含む。」の下に「又は株式会社商工組合中央金庫法第三十一條第一項」を加える。
第五十五條第二項中「又は厚生労働大臣」を「財務大臣、厚生労働大臣又は経済産業大臣」に改め、同条第三項中「厚生労働大臣」の下に「又は経済産業大臣」を加え、同条に次の一項を加える。
5 機構は、第二項の規定により財務大臣から通知を受けたときは、直ちに、その旨を内閣総理大臣に報告しなければならない。
第五十六條第四項中、「内閣総理大臣」を「内閣総理大臣」に改め、「厚生労働大臣」の下に「とし、株式会社商工組合中央金庫に関するものである場合には内閣総理大臣及び財務大臣並びに経済産業大臣とする。」を加える。
第五十九條第六項中、「内閣総理大臣」を「内閣総理大臣」に改め、「厚生労働大臣」の下に「とし、株式会社商工組合中央金庫にあつては内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。」を加え、同条第七項に次のただし書を加える。

第六十一條第四項中、「厚生労働大臣の同意を」と「厚生労働大臣の同意を、株式会社商工組合中央金庫に対し同項の認定を行うときは財務大臣及び経済産業大臣の同意を、それぞれ」に改める。
第六十四條第三項中、「内閣総理大臣を」と「閣総理大臣」に改め、「厚生労働大臣」の下に「とし、当該決定が株式会社商工組合中央金庫を当事者とする合併等に係るものである場合には内閣総理大臣及び財務大臣並びに経済産業大臣とする。」を加える。
第六十四條の二第二項中「厚生労働大臣」の下に「及び経済産業大臣」を加え、同条第三項

第六十四條の二第二項中「厚生労働大臣」の下に「及び経済産業大臣」を加え、同条第三項

中「である場合には、内閣総理大臣」を「である場合には内閣総理大臣」に改め、「厚生労働大臣」の下に「とし、当該申込みをした者が株式会社商工組合中央金庫である場合には内閣総理大臣及び財務大臣並びに経済産業大臣とする。」を加える。

第六十五条中「にあつては、内閣総理大臣」を「にあつては内閣総理大臣」に改め、「厚生労働大臣」の下に「とし、株式会社商工組合中央金庫にあつては内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。」を加える。

第六十六条第一項中「にあつては、内閣総理大臣」を「にあつては内閣総理大臣」に改め、「厚生労働大臣」の下に「とし、株式会社商工組合中央金庫にあつては内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。」を加え、同条第二項中「又は銀行持株会社等」を「銀行持株会社等又は株式会社商工組合中央金庫」に改め、同条第三項中「にあつては、内閣総理大臣」を「にあつては内閣総理大臣」に改め、「厚生労働大臣」の下に「とし、株式会社商工組合中央金庫にあつては内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。」を加え、同項第一号中「当該銀行等」を「当該金融機関」に改め、同条第四項に次のただし書を加える。

ただし、当該通知を行った金融機関が株式会社商工組合中央金庫である場合は、この限りでない。

第六十七条第二項中「内閣総理大臣」を「内閣総理大臣」に改め、「厚生労働大臣」の下に「とし、株式会社商工組合中央金庫にあつては内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。」を加える。

第六十八条の三第二項中「厚生労働大臣」の下に「及び経済産業大臣」を加え、同条第三項中「にあつては、内閣総理大臣」を「にあつては内閣総理大臣」に改め、「厚生労働大臣」の下に「とし、当該資金援助対象金融機関等が株式会社商工組合中央金庫である場合にあっては

内閣総理大臣及び財務大臣並びに経済産業大臣とする。」を加える。

第七十一条第三項中「厚生労働大臣の同意を」と「厚生労働大臣の同意を、当該金融機関が株式会社商工組合中央金庫であるときは経済産業大臣の同意を、それぞれ」に改める。

第七十四条第一項中「内閣総理大臣」を「内閣総理大臣」に改め、「厚生労働大臣」の下に「とし、株式会社商工組合中央金庫である場合にあっては内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。」を加える。

第七十六条中「銀行等」の下に「又は株式会社商工組合中央金庫」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項の被管理金融機関が株式会社商工組合中央金庫である場合における同項の規定の適用については、同項中「内閣総理大臣」とあるのは、「内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣」とする。

第七十七条第五項中「内閣総理大臣」を「内閣総理大臣」に改め、「厚生労働大臣」の下に「とし、当該金融機関が株式会社商工組合中央金庫である場合にあっては内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。」を加える。

第八十七条第一項及び第八十九条中「銀行等」の下に「又は株式会社商工組合中央金庫」を加える。

第二百二条第二項中「意見を」の下に「株式会社商工組合中央金庫に対して認定を行おうとするときは、あらかじめ、経済産業大臣の意見を、それぞれ」を加える。

第二百五条第一項中「にあつては、内閣総理大臣」を「にあつては内閣総理大臣」に改め、「厚生労働大臣」の下に「とし、株式会社商工組合中央金庫である場合にあっては内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。」を加え、同条第五項に次のただし書を加える。

ただし、当該決定が株式会社商工組合中央

金庫に係るものである場合は、この限りでない。

第六十六条第一項及び第三項中「又は当該決定を受けた銀行持株会社等」を「若しくは当該決定を受けた銀行持株会社等」に改め、「対象子会社」の下に「又は当該決定を受けた株式会社商工組合中央金庫」を加え、同条第四項中「又は対象子会社」を「若しくは対象子会社又は株式会社商工組合中央金庫」に、「又は銀行持株会社等」を「若しくは銀行持株会社等又は株式会社商工組合中央金庫」に改め、同条に次の一項を加える。

6 前条第四項の決定を受ける金融機関が株式会社商工組合中央金庫である場合における第一項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「内閣総理大臣」とあるのは、「内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣」とする。

第七十七条第二項中「財務大臣」の下に「(当該株式等の発行者が労働金庫又は労働金庫連合会である場合にあっては内閣総理大臣及び財務大臣並びに厚生労働大臣とし、当該株式等の発行者が株式会社商工組合中央金庫である場合にあっては内閣総理大臣及び財務大臣並びに経済産業大臣とする。）」を加える。

第七十七条の二第一項中「内閣総理大臣」の下に「(当該株式又は劣後特約付社債の発行者が株式会社商工組合中央金庫である場合にあっては内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣)」を加える。

第八十八条の三第一項及び第三項中「にあつては、内閣総理大臣」を「にあつては内閣総理大臣」に改め、「厚生労働大臣」の下に「とし、株式会社商工組合中央金庫である場合にあっては内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。」を加える。

第九十九条第一項中「財務大臣」の下に「(当該取得株式等又は取得貸付債権に係る発行者又は債務者が労働金庫又は労働金庫連合会である場

合にあつては内閣総理大臣及び財務大臣並びに厚生労働大臣とし、当該取得株式等又は取得貸付債権に係る発行者又は債務者が株式会社商工組合中央金庫である場合にあっては内閣総理大臣及び財務大臣並びに経済産業大臣とする。次項において同じ。）」を加える。

第三百三十六条第一項中「内閣総理大臣」を「内閣総理大臣」に改め、「厚生労働大臣」の下に「とし、株式会社商工組合中央金庫にあつては内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。」を加え、同条第二項中「労働金庫法第三十二条第五項に」の下に「株式会社商工組合中央金庫である場合には株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第二項に」を加える。

第三百三十七条の二第一項中「内閣総理大臣」を「内閣総理大臣」に改め、「厚生労働大臣」の下に「とし、株式会社商工組合中央金庫にあつては内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。」を加える。

第五百五十一条第三項に次の一号を加える。
七 株式会社商工組合中央金庫 会社法第九百七十六条各号又は株式会社商工組合中央金庫法第七十六条各号

(預金保険法の一部改正に伴う経過措置)
第七十条 株式会社商工組合中央金庫が、預金保険法第五十条第一項の規定により施行日を含む事業年度に納付する保険料については、同項ただし書の規定は、適用しない。
(財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律の一部改正)

第七十一条 財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律(昭和四十八年法律第七号)の一部を次のように改正する。
附則第三項を削る。

(銀行法の一部改正)
第七十二条 銀行法の一部を次のように改正する。
第十條第三項第二号を次のように改める。

二 削除

(銀行法の一部改正に伴う経過措置)

第七十三条 施行日前に転換前の法人が発行した短期商工債についての銀行法の規定の適用については、当該短期商工債を同法第十條第三項に規定する短期社債等とみなす。

(株券等の保管及び振替に関する法律の一部改正)

第七十四条 株券等の保管及び振替に関する法律(昭和五十九年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第六条 第一項中第七号を削り、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 株式会社商工組合中央金庫

第三十九条の五中(商工組合中央金庫を除く。)を削る。

(協同組織金融機関の優先出資に関する法律の一部改正)

第七十五条 協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第二条 第一項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項中「前項第三号から第七号まで」を「前項第二号から第六号まで」に改め、同条第三項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第八号までを一号ずつ繰り上げ、同条第四項中、商工組合中央金庫法第七條第一項(出資者)に規定する出資者を削り、同条第七項中、商工組合中央金庫の理事長(商工組合中央金庫法第二十五條第二項又は第三項(副理事長及び理事)の規定によりその職務を代理し、又はその職務を行う副理事長又は理事を含む。)を削る。

第四十三條第二項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り上げ、同条第三項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り上げる。

第四十四條第一項中(商工組合中央金庫を除く。)を削る。

く。)を削る。

第四十六條を次のように改める。

第四十六條 削除

第五十條第三項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り上げる。

第六十一條第一項第三号中「第四十二條第四項ただし書又は第四十六條第五項」を「又は第四十二條第四項ただし書」に改める。

(保険業法の一部改正)

第七十六條 保険業法の一部を次のように改正する。

第九十八條第六項第二号を次のように改める。

二 削除

(保険業法の一部改正に伴う経過措置)

第七十七條 施行日前に転換前の法人が発行した短期商工債についての保険業法の規定の適用については、当該短期商工債を同法第九十八條第六項に規定する短期社債等とみなす。

(金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正)

第七十八條 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四款 雑則(第三百五十五條・第三百五十六條)」を「第四款 雑則(第三百五十五條・第三百五十六條)」を「第一節の二 株式会社商工組合中央金庫の更生手続の特例(第三百五十五條・第三百五十六條)」に改める。

第二条 第三項中「又は協同組織金融機関」を「協同組織金融機関又は株式会社商工組合中央金庫」に改める。

第二条 第九項に次の一号を加える。

三 株式会社商工組合中央金庫については、内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。

第四章第一節の次に次の一節を加える。

第一節の二 株式会社商工組合中央金庫の更生手続の特例

第三百五十六條の二 株式会社商工組合中央金庫

第十一條第一項

を(含む。)

第十四條

この法律

第七十七條第二項

(会社法第二條第三号)

第三百七十七條第二項に次のただし書を加える。

ただし、当該更生手続開始の申立てが株式会社商工組合中央金庫についてのものである場合は、この限りでない。

(資産の流動化に関する法律の一部改正)

第七十九條 資産の流動化に関する法律の一部を次のように改正する。

第八十一條第二項第七号を次のように改める。

七 株式会社商工組合中央金庫 株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第号)第二十一條第四項第十二号に掲げる業務

(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正)

第八十條 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六号)の一部を次のように改正する。

別表第二第二号を次のように改める。

二 削除

別表第二に次の一号を加える。

庫についての会社更生法の次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

を(含む。及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号。以下「更生特例法」という。)

この法律並びに更生特例法第四章第一節の二、第三節及び第四節

(株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第号)第二十三條第二項

第二号(損失補てんに係る利益の收受等)の罪

(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律に関する経過措置)

第八十一條 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第九條第一項から第三項まで、第十條及び第十一條の規定は、この法律の施行前に財産上の不正な利益を得る目的で犯した旧法第五十條ノ四の罪の犯罪行為(日本国外で行われた行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならばこれらの罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものを含む。)により生じ、若しくは当該犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産に関してこの法律の施行後にした行為に対しても、適用する。この場合において、これらの財産は、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第二條第二項第一号の犯罪収益とみなす。

(社債等の振替に関する法律の一部改正)

第八十二條 社債等の振替に関する法律の一部を次のように改正する。

第四十四條第一項中第六号を削り、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 株式会社商工組合中央金庫
第二百二十条の表第六十六条第一号の項中「商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第三十三条ノ二に規定する短期商工債」を削る。

（社債等の振替に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第八十三条 施行日前に転換前の法人が発行した短期商工債についての社債等の振替に関する法律の規定の適用については、当該短期商工債を同法第二百二十条に規定する特別法人債とみなす。

（農林中央金庫法の一部改正）
第八十四条 農林中央金庫法の一部を次のように改正する。

第五十四条第六項第一号中口を削り、ハを口とし、ニからチまでをハからトまでとする。

（農林中央金庫法の一部改正に伴う経過措置）
第八十五条 施行日前に転換前の法人が発行した短期商工債についての農林中央金庫法の規定の適用については、当該短期商工債を同法第五十四条第六項第一号に規定する短期社債等とみなす。

（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正）

第八十六条 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一 商工組合中央金庫の項を削る。

（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第八十七条 この法律の施行前に前条の規定による改正前の独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の規定に基づき転換前の法人が行った行為及び転換前の法人に対してなされた行為については、なお従前の例による。
（金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律の一部改正）

第八十八条 金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（平成十四年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第十五号を次のように改める。

十五 株式会社商工組合中央金庫

第十三条第一項第六号中「経済産業大臣及び財務大臣」を「株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第 号）第五十六条第二項に規定する主務大臣」に改める。

（独立行政法人農林漁業信用基金法の一部改正）
第八十九条 独立行政法人農林漁業信用基金法（平成十四年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第十三条第四項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 株式会社商工組合中央金庫

（独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律の一部改正）

第九十条 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

別表商工組合中央金庫の項を削る。

（独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第九十一条 この法律の施行前に前条の規定による改正前の独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下この条において「旧独立行政法人等個人情報保護法」という。）の規定に基づき転換前の法人が行った行為及び転換前の法人に対してなされた行為については、なお従前の例による。

2 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、転換前の法人が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧独立行政法人等個人情報保護法第二条第四項に規定する個人情報ファイルであって同項第一号に係るもの（その全部又は

一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 転換前の法人の役員又は職員であった者

二 転換前の法人から旧独立行政法人等個人情報保護法第二条第二項に規定する個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務に従事していた者

3 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た転換前の法人が保有していた旧独立行政法人等個人情報保護法第二条第三項に規定する保有個人情報等を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

4 前二項の規定は、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。

（株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正）

第九十二条 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

附則第四十八条を次のように改める。

第四十八条 削除

附則第五十八条のうち、中小企業等協同組合法第九条の八第六項の改正規定中「及びチ」を「及びト」に改める。

附則第七十一条のうち、信用金庫法第五十三条第五項の改正規定中「同号チ」を「同号ト」に改める。

附則第七十八条のうち、労働金庫法第五十八条第六項の改正規定中「同号チ」を「同号ト」に改める。

附則第二百二十六条のうち、農林中央金庫法第五十四条第六項の改正規定中「同号チ」を「同号ト」に改める。

附則第三百三十四条を次のように改める。

（株式会社商工組合中央金庫法の一部改正）
第三百三十四条 株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第 号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第六項第一号イ及びト並びに第六号、第三十六条第三項第九号並びに附則第三十七条及び第八十三条中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

（偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律の一部改正）
第九十三条 偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律（平成十七年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第十五号を次のように改める。

十五 株式会社商工組合中央金庫
（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第九十四条 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第二百二号）の一部を次のように改正する。

附則第五十八条第二号を次のように改める。

二 削除

（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第九十五条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第三百五十九条を次のように改める。

第三百五十九条 削除

（証券取引法等の一部を改正する法律の一部改正）

第九十六条 証券取引法等の一部を改正する法律

(平成十八年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

附則第五條第二項中、「商工組合中央金庫法第五十條ノ四」を削り、「又は信託業法第九十條第七号」を、「信託業法第九十四條第七号又は株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七号)第七十三條第一項第二号」に改める。

(所得税法等の一部を改正する法律の一部改正)
第九十七條 所得税法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第七号)の一部を次のように改正する。

附則第三十二條第六項中「第十四條第一項第二号」を「第二十一條第一項第二号」に改める。

(犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部改正)
第九十八條 犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第二條第二項第十五号を次のように改める。
十五 株式会社商工組合中央金庫
第二十條第一項第六号中「経済産業大臣及び財務大臣」を「株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七号)第五十六條第二項に規定する主務大臣」に改める。

(モーターボート競走法の一部を改正する法律の一部改正)
第九十九條 モーターボート競走法の一部を改正する法律(平成十九年法律第七号)の一部を次のように改正する。

附則第七條を次のように改める。

第七條 削除

(処分等に関する経過措置)
第一百條 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に

別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第一百條 この法律(附則第一條各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第一百條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案
中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)の一部を次のように改正する。

第二條第三項第八号中「平成十年法律第三百十二号」を削り、「もの」を「もの」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。
3 この法律において「再生中小企業者」とは、次の各号のいずれにも該当する中小企業者をいう。
一 次のいずれかに該当する者
イ 再生事件又は更生事件に係属している者
ロ 民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)第八十八條第一項の規定に基づき再生手続終結の決定を受けた者(再生計画が遂行された場合その他の経済産業省令で定める場合を除く。)

二 再生計画の認可又は更生計画の認可の決定が確定した後三年を経過していない者
第三條第一項中「第三條の九第一項」を「第三條の十第一項」に改める。

第三條の二第三項中「特別小口保険の下に「又は第三條の九第一項に規定する事業再生保険」を加える。

第三條の三第一項中「売掛金債権担保保険」を「流動資産担保保険」に、「又は第三條の九第一項」を「第三條の九第一項に規定する事業再生保険又は第三條の十第一項に改め、同条第二項中「又は第三條の八第一項に規定する新事業開拓担保」を「第三條の八第一項に規定する新事業開拓担保又は第三條の九第一項に規定する事業再生担保」に改め、同条第三項中「又は第三條の九第一項に規定する債務」を「第三條の九第一項又は第三條の十第一項に規定する債務」に、「又は第三條の八第一項に規定する新事業開拓担保」を「第三條の八第一項に規定する新事業開拓担保又は第三條の九第一項に規定する事業再生担保又は第三條の十第一項に規定する債務」に改め、同条第三項中「又は第三條の九第一項に規定する特定社債担保」を「又は第三條の九第一項に規定する特定社債担保」に、「又は第三條の九第一項に規定する特定社債担保」を「第三條の九第一項に規定する特定社債担保」に改める。

第三條の四の見出しを「(流動資産担保保険)」に改め、同条第一項中「取引の相手方である事業者に対する売掛金債権」を「流動資産(取引の相手方である事業者に対する売掛金債権及び棚卸資産に限る。以下同じ。)」に、「売掛金債権」を「流動資産」に、「一億円」を「二億円」に、「売掛金債権担保保険」を「流動資産担保保険」に改め、同条第二項中「売掛金債権担保保険」を「流動資産担保保険」に改め、「債務の保証」の下に「(第三條の九第一項に規定する事業再生担保の保険関係が成立するものを除く。)」を加え、「一億円」を「二億円」に改める。

第三條の五第二項、第三條の六第二項及び第三條の七第二項中「又は売掛金債権担保保険」を「流動資産担保保険又は第三條の九第一項に規定する事業再生担保」に改める。
第三條の八第二項中「又は売掛金債権担保保険」を「流動資産担保保険又は次条第一項に規定する事業再生担保」に改める。

る事業再生保険」に改める。
第三條の九を第三條の十とし、第三條の八の次に次の一條を加える。

(事業再生保険)

第三條の九 公庫は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が再生中小企業者の原材料の購入のための費用その他の事業の継続に欠くことができない費用で経済産業省令で定めるものに充てるために必要な資金に係る金融機関からの借入れによる債務の保証をすることにより、中小企業者一人についての保険価額の合計額が二億円を超えることができない保険(以下「事業再生保険」という。)について、借入金額のうち保証をした額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2 公庫と事業再生保険の契約を締結し、かつ、普通保険、無担保保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険又は新事業開拓担保の契約を締結している信用保証協会が前項に規定する債務の保証(特別小口保険の保険関係が成立するものを除く。)をした場合において、当該借入金の額のうち保証をした額が二億円(当該債務者たる中小企業者について既に事業再生担保の保険関係が成立している場合にあつては、二億円から当該保険関係における保険価額の合計額を控除した残額)を超えないときは、当該保証については、事業再生担保の保険関係が成立するものとする。

3 第三條第三項及び第五項並びに第三條の二第二項の規定は、第一項の保険関係に準用する。
第五條、第七條、第九條から第十一條までの規定及び第十三條中「売掛金債権担保保険」を「流動資産担保保険」に改め、「新事業開拓担保」の下に「事業再生担保」を加える。
附則第五項中「第二條第三項第六号」を「第二

条第四項第六号」に改め、同項の表第五条の項中「売掛金債権担保保険」を「流動資産担保保険」に改め、「新事業開拓保険」の下に、「事業再生保険」を加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十条の規定 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第 号）の公布の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

二 附則第十一条の規定 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成十九年法律第 号）の公布の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

(経過措置)

第二条 この法律の施行前に成立しているこの法律による改正前の中小企業信用保険法第三条の四第一項に規定する売掛金債権担保保険の保険関係は、この法律による改正後の中小企業信用保険法第三条の四第一項に規定する流動資産担保保険の保険関係とみなす。

(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後五年以内に、中小企業をめぐる金融の状況等を勘案しつつ、この法律による改正後の中小企業信用保険法第三条の四及び第三条の九の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律等の一部改正）

第四条 次に掲げる法律の規定中「売掛金債権担保保険」を「流動資産担保保険」に改め、「新事業開拓保険」の下に、「事業再生保険」を加える。

一 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第五百十号）第十二条第二項

二 中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第百一号）第五条の三第二項

三 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）第十条第二項

四 エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法（平成五年法律第十八号）第二十一条第二項

五 特定産業集積の活性化に関する臨時措置法（平成九年法律第二十八号）第十六条第二項

六 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第四十三条第四項

七 産業活力再生特別措置法（平成十一年法律第七十一号）第十六条第三項及び第二十四条第七項

八 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第十三条第二項

九 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（平成十八年法律第三十三号）第七条第三項

（下請中小企業振興法の一部改正）

第五条 下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第一百四十五号）の一部を次のように改正する。

第八条中「売掛金債権担保保険」を「流動資産担保保険」に改める。

（地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律の一部改正）

第六条 地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律（平成四年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

動資産担保保険」に改め、「新事業開拓保険」の下に、「事業再生保険」を加え、「あつては」を「あつては」に改める。

（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部改正）

第七条 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）の一部を次のように改正する。

第十三条第三項中「売掛金債権担保保険」を「流動資産担保保険」に改め、同条第五項中「売掛金債権担保保険」を「流動資産担保保険」に改め、「新事業開拓保険」の下に、「事業再生保険」を加え、同条第六項中「売掛金債権担保保険」を「流動資産担保保険」に改める。

（株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正）

第八条 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

附則第六十八条のうち、中小企業信用保険法第三条の九第一項の改正規定中「第三条の九第一項」を「第三条の十第一項」に改める。

（証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第九条 証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第百三十三条のうち、中小企業信用保険法第三条の九第一項の改正規定中「第三条の九第一項」を「第三条の十第一項」に改める。

（中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律の一部改正）

第十条 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「売掛金債権担保保険」を「流動資産担保保険」に改め、同条第三項中「売掛金債権担保保険」を「流動資産担保保険」に改め、「新事業開拓保険」の下に、「事業再生保険」を加え、同条第四項中「売掛金債権担保保険」を「流動資産担保保険」に改める。

（企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部改正）

第十一条 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「売掛金債権担保保険」を「流動資産担保保険」に改め、「新事業開拓保険」の下に、「事業再生保険」を加える。

五月十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、映画の盗撮の防止に関する法律案（衆）

映画の盗撮の防止に関する法律案

（目的）

第一条 この法律は、映画館等における映画の盗撮により、映画の複製物が作成され、これが多数流通して映画産業に多大な被害が発生していることにかんがみ、映画の盗撮を防止するために必要な事項を定め、もって映画文化の振興及び映画産業の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 上映 著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第十七号に規定する上映をいう。

二 映画館等 映画館その他不特定又は多数の者に対して映画の上映を行う会場であつて当該映画の上映を主催する者によりその入場が

管理されているものをいう。

三 映画の盗撮 映画館等において観衆から料金を受けて上映が行われる映画（映画館等における観衆から料金を受けて行われる上映に先立って観衆から料金を受けて上映が行われるものを含み、著作権の目的となつてゐるものに限る。以下単に「映画」という。）について、当該映画の影像の録画（著作権法第二条第一項第十四号に規定する録画をいう。）又は音声の録音（同項第十三号に規定する録音をいう。）をすること（当該映画の著作権者の許諾を得てする場合を除く。）をいう。

（映画産業の関係事業者による映画の盗撮の防止）

第三条 映画館等において映画の上映を主催する者その他映画産業の関係事業者は、映画の盗撮を防止するための措置を講ずるよう努めなければならない。

（映画の盗撮に関する著作権法の特例）

第四条 映画の盗撮については、著作権法第三十条第一項の規定は、適用せず、映画の盗撮を行つた者に対する同法第九十九条第一項の規定の適用については、同項中「第三十条第一項（第二条第一項において準用する場合を含む。）に定める私的使用の目的をもつて自ら著作物若しくは実演等の複製を行つた者、第九十三条第三項」とあるのは、「第九十三条第三項」とする。

2 前項の規定は、最初に日本国内の映画館等において観衆から料金を受けて上映が行われた日から起算して八月を経過した映画に係る映画の盗撮については、適用しない。

附 則

この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

五月十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、産業界に有害化学物質を分散させない製品づくりを義務付けることに関する請願（第一

〇七〇号）（第一〇七一号）

第一〇七〇号 平成十九年五月八日受理

産業界に有害化学物質を分散させない製品づくりを義務付けることに関する請願

請願者 愛知県津島市我原町みずは八五ノ

一 太田真由 外百四十二名

紹介議員 谷 博之君

一部の人の人たちの問題とされてきた化学物質過敏症も一般の人たちにも発症し始めた。深刻な国民病にならないうちに適切な施策を打ち出すことを求める。一九九六年関係省庁へ第一回署名提出、一九九七年には政府に第二回署名を提出した。署名提出したのは世の中に現状の苦しさを伝え、助けてほしい一心からであつた。その後、国の対策も徐々に進み、化学物質過敏症の名称も一般に知られるようになったが、まだこの病は特別な人だけになるとされてゐる。一九九五年初めて水戸地裁で化学物質に過敏に反応する人の存在が認められ、二〇〇六年八月には、東京高裁で一般の人が電気ストープで化学物質過敏症を発症したのを認めた判決があつた。一部の人のだけになるのではなく、一般の人まで発症している重大さが分かる。世の中が化学物質的に危険な方向に進んでしまつたと危惧している。販売店は製品の回収をすることにした。

ついでには、産業界・販売業界が国民の健康を損なうことのないように国はしっかり監督し、これ以上化学物質過敏症が蔓延しないよう、次の事項について実現を図られたい。

一、国の関係機関として産業界に有害化学物質を分散させない製品づくりを義務付けること。

第一〇七一号 平成十九年五月八日受理

産業界に有害化学物質を分散させない製品づくりを義務付けることに関する請願

請願者 東京都江東区北砂五ノ一七〇四〇

ノ三〇四 藤野美佳子 外百四十
七名

紹介議員 岡崎トミ子君

この請願の趣旨は、第一〇七〇号と同じである。

第九号中正誤

ページ 段 行 誤

一〇 三 一 被災者

日立さん 正

平成十九年五月二十五日印刷

平成十九年五月二十八日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

P